

# 官報号外

平成十九年五月十八日

## ○第一百六十六回 衆議院会議録 第三十二号

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案、右七案を一括して議題といたします。  
委員長の報告を求めます。教育再生に関する特別委員長保利耕輔君。

平成十九年五月十八日(金曜日)

議事日程 第二十六号

平成十九年五月十八日

午後一時開議

第一 日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外五名提出)

第二 教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出)

第三 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出)

第四 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出)

第五 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出)

第七 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明及び質疑

第九 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出)

第十二 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外五名提出)

## 官報(号外)

主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合などにおける国の関与の手続を整備する等のものであります。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、教員の資質の保持と向上を図るため、教員免許更新制を導入するとともに、指導が不適切な教員の指導の改善を図るために必要な措置に関する規定を整備する等のものであります。

次に、民主党提出の四法案の内容について申し上げます。

鳩山由紀夫君外五名提出の日本国教育基本法案は、教育の目的を明らかにするとともに、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、その他教育の基本となる事項を定めるものであります。

次に、藤村修君外二名提出の教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案は、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めるものであります。

次に、牧義夫君外二名提出の地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案は、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、笠浩史君外二名提出の学校教育の環境の整備による教育の振興に関する法律案は、学校教育の環境の整備を推進するため、基本方針を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにするものであります。

内閣提出の三法案並びに民主党提出の教育職員

の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改

げます。

革に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案は、四月十七日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同月十八日日本国教育基本法案とともに本

委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日伊吹文部科学大臣、提出者藤村修君、牧義夫君及び笠浩史君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、七法案を

一括して質疑に入り、安倍内閣総理大臣の出席を求めての質疑のほか、参考人十二名から三回にわたり意見を聴取し、五月九日及び十四日に計四力所においていわゆる地方公聴会を開催するとともに、十六日にはいわゆる中央公聴会を開催する

など、慎重に審査を重ね、昨日質疑を終局いたしました。次いで、七法案を一括して討論を行い、順次採決いたしました結果、民主党提出の四法案

はいずれも賛成少数をもつて否決され、内閣提出の三法案はいずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の三法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、審議に参加された与野党委員各位及び関係者の皆様に敬意と感謝の念を表しつつ、御報告

御報告申し上げます。（拍手）

どういう日本人を育てていくのかという教育の課題は、すなわち、今後どういう日本を築いていくのかという課題に直結するものであります。

そういう意味で、安倍総理が教育を内閣の最重要課題に掲げたことそれ自体は大いに評価できます。

民営化論のお祭り騒ぎを初め、経済の効率論

に終始してきた構造改革のかりそめの熱狂が過ぎ去った今、改革の本当の本丸である心の改革によ

うやくたどり着いたのかとひそかに期待をしていましたところでございます。

そもそも、改革の革<sup>かく</sup>という字は、革<sup>かわ</sup>という漢字を使います。その心は、革は長らくほつたらかすとカビが生えてくる。その皮をなめして、カビをそぎ落として、革の本来のびかびかの姿に戻すのが、これが改革の本義であります。

まさに今の日本は、行き過ぎたあるいは曲解さ

れた競争原理、物質主義、個人主義など、外来の命

力に覆われております。そのカビをそぎ落として、日本人の本来の心を取り戻さなければ、自分さえよければよいという安易な発想に流され、独立の気概と道義心を失ってしまいます。そういう史巡査部長に心よりお見舞いを申し上げたいと思

います。

崇高い使命感により職務に当たられたお

いります。

二方に敬意を表したいと思うわけであります。事

件の早期解決を願うとともに、銃器による凶悪犯

罪に対し断固抗議を申し上げ、本題に入らせていただきます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府

提出の教育再生関連三法案に反対、そして民主党

提出の日本国教育基本法案及び学校教育力の向上

三法案について賛成の立場から討論を行います。

（拍手）

安倍総理の王道を歩む意気込みとは裏腹に、余りにも貧弱で、不十分で、中途半端であると言わざるを得ません。一言で申し上げれば、気合いが入っていないのであります。本当に今回の政府案

の改正で理想的な教育に少しでも近づくことがで

きるのであれば、私はこの法案に賛成するところ

でございますが、この法案では到底それは難しい

と言わざるを得ません。

これに対し、民主党の日本国教育基本法案と学

校の教育力を向上させるための三つの法律案は、

今申し上げた理想に一步着実に踏み出すものであ

り、骨格の太い、中身の充実した、体系的な法案

となつております。

以下、具体的に討論を行つてまいります。

まず、子供の魂に火をつけるためには、先生の

魂が燃えていなければなりません。子供への使命

○議長(河野洋平君) 七案につき討論の通告があ

ります。順次これを許します。北神圭朗君。

〔北神圭朗君登壇〕

○北神圭朗君 民主党の北神圭朗でございます。

討論に先立ち、民主党を代表して、一言申し上げます。

官 報 (号 外)

感、責任感、愛情が強く求められるという大変厳しい、しかしながら、とうとい職であります。そういう意味では、今でもたくさんおられます、さらに立派な先生を輩出することこそが教育改革の根幹であります。

ところが、政府案を見ると、ただ単に、今の教員免許状に十年間の有効期間を設け、三十時間程度の免許の講習を行うだけの、まことに不十分なものとなつております。この程度の内容で本当に、先生たちの資質や能力がどれほど向上するのでしょうか。

やはり鉄は熱いうちに打てであります。民主党案の方は、普通免許については、現在の四年制大学を修了してから、一年間の教育実習を含む二年間の修士を終了した者に免許を与えることになります。また、教職についた先生が、一定の実務経験と専門的な教育を受ければ、今までない専門免許を取ることも可能となつております。でもしかではなく、子供を育てることを天職と思ふような学校の先生は、やはり養成の段階で確保するしかないのでです。民主党案こそ、まさに先生たちの現場感覚を養いつつ魂の燃えている先生たちを輩出することができ、養成方法を変えずに単に研修を施すという政府案とは雲泥の差があると言わざるを得ません。

次に、地教行法改正については、いじめ、未履修問題への対応をめぐり、教育委員会のあり方が議論となりました。安倍総理の肝いりで設置された教育再生会議においても、この一月の報告で教育委員会の抜本的な改革が大きな課題として取り上げられ、総理も戦後レジームからの脱却だと大見えを切つておられました。

ところが、ふたをあけてみると、政府案は、結局、教育委員会をそのまま残しているではありませんか。確かに教育委員長と教育委員に権限集中を図ろうとしておりますが、これまで教育長に頼りつきりだつた教育委員たちが現実にどこまでこうした役割を担えるのでしょうか。一方でこのようないくに教育委員会の体制を強化しようとしているにもかかわらず、他方で教育委員会に対する国の関与を強めており、改革の方向性が矛盾をしております。

また、政府案は、地方教育行政の広域化を図るために、市町村の教育委員会の共同設置を促すものであります。例えば、三つの市町村の教育委員会の間で共同設置をすれば、新しく設置される市町村を除いて、ほかの二つの市町村からは教育委員会が完全に消えてしまうわけであります。つまり、こうした広域化によって、今よりももっと地域の住民からかけ離れた教育行政を許すことになつてしまふわけであります。

どうも政府案では、国と地方と教育委員会、さらには学校現場や地域社会との関係が整理をされていないのでないかと疑わざるを得ません。これに対し、民主党案は、國の最終責任を明確にしつつ、教育委員会の事務を首長に集中させるとともに、新たに教育監査委員会を設置して事後チェックの機能を持たせます。また、地域の住民も参加できる学校理事会を設けることにより、現場のことは現場に任せて、学校主権の確立を図るものであります。

民主党案こそが、形骸化している教育委員会において事務局長にすぎない教育長が実際の権限を持つ、部外者であるが予算の権限を持つ首長から見えておられました。

支配を受けるといった責任のねじれ現象を根本から解消するものであります。また、国と地方の責任の所在と役割分担を明確にするとともに、地域住民との強い連携をはぐくむ抜本的な改革案であることは、火を見るよりも明らかであります。

さらに、政府の学校教育法等の改正案についても、義務教育の目標として、我が国を愛する態度を養うことを掲げております。冒頭申し上げたとおり、国を愛する心が極めて大切なことは言うまでもありません。しかしながら、態度という外観的なものを評価の対象として法律で定めて、本当に総理や伊吹文部科学大臣が望んでいるような教育ができると思われるのでしょうか。

男女の恋愛においても、僕を好きだという態度を示しなさいと迫ることはまことにこつけいな話であります。いわんや、僕を心の中で好きになりなさいと押しつけるのは、こつけいを通り越しで、少しばかり恐怖の領域に入つてまいるわけであります。つまり、心の問題は、基本的に強制にはならないということであります。ましてや、法律で縛るような話ではございません。

だからこそ、民主党の日本国教育基本法案は、法的拘束力のない前文において、教育の目標として「日本を愛する心を涵養し」と立法思想として規定しております。それでは單なる理念にどまるじゃないかという批判もあるうかと思いますが、それは全く当たらないのであります。どうすれば、強制をせずに、日本を愛する心を涵養するのか。

まさに男女の仲では、自分の魅力と欠点を含めて素直に相手に知つてもらうしかないのです。まさに男の仲では、自分の魅力と欠点を含めて素直に相手に知つてもらうしかないのです。

時間が過ぎましたから、結論を急いでください。  
○北神圭朗君(続) 子供たちが小さいときから、日本の豊穣な文化と歴史、そしてその文化と歴史を血と汗と涙を流しながら築いてきた先輩たちの生きざまに触れていくことがあります。そのため、人物の伝記を中心とした歴史教育を施し、和歌を初め豊かな古典文学や伝統文化に触れさせていくことが大事であります。そうすれば、日本は十分魅力のある国だということが浸透していくわけでございます。何も強制せずとも、日本を愛する心が自然で健全な形ではぐくまれていくことになります。

○議長(河野洋平君) 申し合わせの時間が過ぎております。結論を急いでください。

○北神圭朗君(続) 私たちはもつと自信と誇りを持つてもいいのではないであります。  
以上、るる申し上げてまいりましたが、政府の教育関連三法案には、今申し述べたとおり、たくさんの問題があり、反対。民主党提出の日本国教育基本法案及び学校教育力の向上三法案こそが、子供たちを天職とする先生たちを輩出し、教育行政の責任の所在を明確にし、財政面を初め学校現場のさまざまな課題に取り組むことができます。これにより、今後の日本を支えていく子供たちがそれぞれの鮮やかな志を立てて充実した人生を生き、結果として我が国の真の独立と繁栄を確保するための大胆で……  
○議長(河野洋平君) 申し合わせの時間が過ぎました。結論を急いでください。  
○北神圭朗君(続) 力強い一步になることから、民主党案に賛成の立場を表明し、私の討論といった

○議長(河野洋平君) 中山成彬君。

〔中山成彬君登壇〕

○中山成彬君 自由民主党の中山成彬でござります。

私も、討論に先立ちまして、愛知県長久手町の監禁事件におきまして殉職された警察官の御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

さて、私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております政府提出の学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対して賛成の立場から、また、民主党提出の四法律案に対しましては、提出者の教育に対する熱意には共感するものの、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

内閣提出の教育再生関連三法案は、教育現場のさまざまな問題の解決に向けて、昨年改正された教育基本法において示された新しい時代の目指すべき教育の姿を踏まえ、緊急に必要な制度の改正を行おうとするものであります。

賛成の理由の第一は、学校教育法等の一部を改正する法律案において、改正教育基本法の新しい理念のもと、義務教育の目標を新たに定め、各学校種の目的等を見直すとともに、学校に置くことができる職として新たに副校长等を設けること等について規定されたことであります。このことにより、教育新時代にふさわしい学力と規範意識を児童生徒に身につけさせるとともに、組織としての学校の力が強化されるものと考えます。

賛成の第一の理由は、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律の一部を改正する法律案において、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感を持つて責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制の構築について規定されたことであります。また、私立学校に関する地方教育行政の充実に係る規定も設けられておるところであります。

このことにより、教育委員会の立て直しを図ることともに、教育現場における法令違反状態に国が責任を持って対応できるようになるものと考えます。

賛成の理由の第三は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案において、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、最新の知識、技能を身につけ、自信と誇りを持って教壇に立つことができるようになるとともに、指導が不適切な教員に対しては毅然と対応するため、教育職員の免許の更新制の導入及び指導が不適切な教員に対する人事管理について必要な事項の制度化について規定されたことであります。

教育は人なりと言われます。教員の資質向上こそが教育再生のかぎを握っていると言つても過言ではありません。今回の改正により、教員全体への信頼性が高まり、全国的な教育水準の向上を図ることが可能となるものと考えます。

以上のように、教育再生関連三法案は、改正教育基本法の新しい理念を踏まえ、安倍内閣の最も重要な課題である教育再生を実現するための具体的な制度改革の第一ステージとして位置づけられるものであると考えています。

本教育再生関連三法案につきましては、本国会

において五十時間を超える慎重な審査を行つていりました。その際、三回の参考人に対する質疑、四力所の地方公聴会、さらに中央における公聴会を行いました。特に、地方公聴会におきましては、学校現場を視察するなど教育の実態把握にも努めたところであります。これらを通じ、与野党が相協力して充実した深みのある審議がなされ、公聴会でも参考人質疑でも、政府案に対するものと考えておりまして、昔の対立してい

た時代とはさま変わりの感がありました。我が国にとっては人材こそが資源であり、我が国が眞に豊かで教養ある国家としてさらなる発展し、活力を維持していくためには、国家戦略として人間力向上のための教育改革を一層推進していく必要がありますことは言うまでもありません。また、せっかくこの世に生をうけた子供たちが幸せな人生を送ることができるようするためにも、教育の再生は待ったなしの課題であると考えます。そのため、教員の定数や待遇の改善を中心とした改革を進めていくことが必要であります。

この改正が着実に実施され、教育に対する国民の信頼を取り戻すことと、我が国の教育の再生のための力強い一步となることを確信して、賛成の討論といったします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 石井郁子君。

〔石井郁子君登壇〕

○石井郁子君 私は、日本共産党を代表して、いわゆる教育三法案に反対の討論を行います。

(拍手)

三法案は、改悪教育基本法の具体化を図り、我が国の教育制度を根本から転換し、国の関与と統合を強化するもので、憲法と教育の条理に反するものと言わざるを得ません。しかも、これら三法案は、安倍内閣による昨年末の教育基本法の強行成立以来、教育再生会議、中央教育審議会における異常とも言えるスピード審議を経て国会に提出されたものです。そうである以上、徹底審議、慎重審議が求められていたのは当然です。それゆえ、公聴会でも参考人質疑でも、政府案に対する批判、疑問が相次ぎました。法案をめぐつて解明すべき課題が山積しながら、昨日、特別委員会で採決を行なったことに断固抗議をするものです。

三法案の審議で浮かび上がつたのは、改悪教育

基本法を受けて、教育に対する国家統制の強化を図り、これまで以上に教育現場を萎縮させ、さらなる困難を押しつけるというものでした。法案は、規範意識や我が国と郷土を愛する態度など多くの徳目を義務教育の目標として掲げ、その達成を義務づけています。これは、国が特定の価値観を子供たちに強制し、憲法に保障された内心の自由を侵害することになります。子供たちを特定の铸型にはめ込む徳目の押しつけはやつてなりません。現に、いわゆる靖国史觀を学校現場に持ち込む動きがありますが、愛国心の強制がこうした動きに拍車をかける危険を指摘せざるを得ません。

また、法案は、教員組織を大きく変え、これまでの校長、教頭、教諭という組織から、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、それに教諭という、まさに職階による上意下達の体制としています。これは、上からの統制を強化するものです。既に実施されているところでは、教員の自主性、同僚性が奪われ、教員のチームワークややる気を奪つていることも明らかとなっています。

教員の切実な願いは、もつと子供たちと向き合える時間が欲しい、子供たちのために授業準備がしたいというものです。こうした声にこたえることなく、導入される免許更新制による官製研修の押しつけは、教員の資質向上につながらないばかりか、教員自身の自主研修を困難にするものであります。

十年で教員の免許が切れるというやり方は、身分の安定と保障を求めてILO・ユネスコの教員の地位に関する勧告に反します。指導力不足教員の厳格化も教員への圧力となりかねず、教員の活動を萎縮させるものです。今やるべきは、多くの参考人が求めた、教職員の多忙化解消のための増員であり、少人数学級の実現ではありませんか。また、教育委員会への国、文部科学省の権限強化は、教育の地方分権、地方自治の原則に反するものです。これまで、未履修問題やいじめ問題などを理由に、教育委員会に対する是正の要求を設けたと説明してきましたが、審議を通して、日の丸・君が代の実施もその対象となることが明らかとなりました。これでは、学習指導要領や教育振興基本計画の強制の手段に使われかねません。

以上、これら三法案は憲法の原則と大きく矛盾するものです。このような悪法は廃案以外にありません。日本共産党は、憲法に基づいて子供一人一人を大切にする教育を実現するため、国民の皆さんと力を合わせて奮闘する決意を述べて、反対の討論とします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 大口善徳君。  
〔大口善徳君登壇〕

○大口善徳君 公明党の大口善徳でございます。

討論に入る前に、昨日発生した愛知県長久手町における元暴力団員による拳銃発砲立てこもり事件で、任務につかれていた林一步巡査部長が拳銃で撃たれ、殉職されました。また、木本明史巡査部長が負傷されました。林巡査部長に謹んで哀悼の意を表しますとともに、木本巡査部長の早期回復と、一刻も早い事件の解決を望むものであります。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております政府提出の教育関連三法案に対しても賛成の立場から、民主党法案に対しては反対の立場から討論をいたします。(拍手)

教育の目的は、言うまでもなく、人格の完成であります。その実現のためには、教員の資質をいかに高めて重視であります。また、現在では家庭、地域の教育力が低下し、いじめや不登校、学級崩壊、児童虐待、二ート、フリーターの増加等、さまざまな問題が噴出し、さらに、少子高齢化や科学技術の進歩、情報化、国際化等、子供たちを取り巻く教育環境や社会環境は大きく変わりました。

かかる状況においては、教員や学校を社会総がかりで応援していくことが不可欠であり、特に、地元、家庭との関係で、ますます役割を増す現場の教員が児童生徒と向き合う時間を十分確保することが喫緊の課題となっています。

第三の理由は、副校長や主幹教諭、指導教諭といった新たな職が設けられることです。副校長や主幹教諭の設置により、効率的な学校運営、現場教員の事務作業の負担軽減等を期待するとともに、現場のすぐれた教員を指導教諭として待遇することと、さまざまな課題を抱える教員を支援するなど、よりよい学校づくりに大きく貢献するものと期待をしております。

第四の理由は、学校評価を推進することで、保護者や地域の方々等が学校の諸活動等について理

政府案に対する賛成の第一の理由は、子供の最大の教育環境である教員の資質向上という課題に対応していることあります。教員として必要な資質能力は、本来的に、時代の進展に応じて更新が図られるべき性格を有しており、その意味で、今回の改正により、教員免許更新制を導入することで、原則としてすべての教員が十年に一度、知識、技能を刷新し、その時々で求められる資質能力を保持し、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得るようにするための前向きな免許制度が再構築されたと考えます。

第二の理由は、不適切な教員への対応を講じる点であります。大多数の教員の方々は、多くの課題を抱える学校現場において、一生懸命に教育に取り組んでおられます。しかし、一部で不適切な指導を行う教員がいることも事実であります。そうした教員が教壇に立ち、指導をすることは、児童生徒にとって取り返しのつかない悪い影響を与えることになります。

今回の改正では、不適切な教員の認定について、手続や研修を法的に位置づけるなど、公正な認定手続等を確保する内容となっています。

第三の理由は、副校長や主幹教諭、指導教諭といつた新たな職が設けられることです。副校長や主幹教諭の設置により、効率的な学校運営、現場教員の事務作業の負担軽減等を期待するとともに、現場のすぐれた教員を指導教諭として待遇することと、さまざまな課題を抱える教員を支援するなど、よりよい学校づくりに大きく貢献するものと期待をしております。

第四の理由は、学校評価を推進することで、保護者や地域の方々等が学校の諸活動等について理

解し、学校運営に参画するための情報提供が図られる点であります。こうした改正は、教職員の意識改革が進むとともに、保護者や地域社会から協力を得られるなどのメリットが期待されます。

第五の理由は、改正案では、地方分権の趣旨を尊重しながら、必要な最小限度の範囲内で、国の指示など教育委員会への関与を規定し、国の責任を明確にしました。そして、教育委員会の責任についても、私立学校法の趣旨を踏まえ、私立学校の自主性を尊重しながら、知事が教育委員会から専門的事項について助言、援助を求めることができる体制が法律で明確になりました。

次に、民主党法案について反対の理由を申し述べます。

民主党案では、教育における国と地方の責任や教育行政事務の位置づけがあいまいであること、すべての教員資格を大学院修士とする、教員ではなく一般企業へ就職することとなつた場合に大きなハンディとなること、教育委員会の廃止により教育の中立性が確保できるかどうか疑念が払拭できないこと、学校教育環境整備計画の概要や財源対策など、判断の前提となるものがはつきり示されていないこと、これらの理由などから、民主党案については、残念ながら反対するものであります。

衆議院教育再生に関する特別委員会では、保利委員長の公平、公正、慎重、丁寧な運営のもと、与野党協力のもと、円満に、昨年の教育基本法の審議時間五十五時間を上回る、総審議時間五十七

## 官報(号外)

時間二十分に及ぶ充実した審議がなされ、教育再生の論議を深めてまいりました。しかし、今回の法改正を契機として、教育改革の大きなテーマである公教育の再生へ向けて、現場第一主義に徹しながら、私ども公明党も、教職員定数の改善と教育予算の一層の充実に努め、子供たちにとってよりよい教育環境の整備に全力で取り組むことをお約束申し上げ、政府案に対する賛成討論、民主党案に対する反対討論を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

(拍手)  
○議長(河野洋平君) 保坂展人君。

[保坂展人君登壇]

○保坂展人君 社民党・市民連合を代表して、政府提出教育三法案に反対する討論を行います。(拍手)

日本の学校の姿が一変してしまうような重要な法案を、連日のスピード審議で突っ走るのはなぜでしょうか。それは、参議院選挙を前に、安倍内閣が目に見える実績を形にしておきたいということ以外の何物でもありません。本来、教育改革への取り組みとは、長期的スパンで評価されるものであり、即席カップめんのように結果を出すものはそもそもありません。

国民にとってインパクトの強いわかりやすい形、これをして大きな混乱を呼んでいるのが教育再生会議です。いじめ自殺が大きな問題になつた昨年、再生会議が出した提言を見て、これをやつてしまつたら大変なことになると危機感を持ち、自治体独自の取り組みを行いましたと、こう語ったのが、愛媛県松山市の市長の地方公聴会における発言でした。

政策通の自民党若手議員が有志の形で発表した教育再生会議への七つの疑問の中には、委員の中には教育社会学や教育行政学の研究者がいない、学力低下の実証的な論証がスパイクされている、これまでの教育のあり方を全否定しているところから議論を出発している印象がある、規範意識の低下として、高校の奉仕活動義務化、大学の九月入学制など論理の飛躍と思われる唐突な提案が多い、教育ですべての問題を解決できるという幻想にとらわれているなどの指摘をされていますが、教育改革の改革が必要だという結論には全く同感でございます。

いわんや、最近の親学の提言に至っては、再生会議の迷走はここにきわまっています。子守歌を

歌いながら母乳で育児を初めとした親学の提言に

そんなに自信があるのなら、補佐官は国会に出てきて堂々とその論拠を主張したらどうでしょうか。安倍総理に至つては、親学アピールを先送りした理由について、マスコミ報道で物を言わないでくださいと逃げ続けました。国会に対して議事録も提供せずに、報道で論じるな何たる国会軽視でしようか。レベルの低い未整理な議論をしていい最近のことです。十年続くだらう教員大量退職時代にこそ、教員への門戸を幅広くあけておかなければならぬはずであり、既に教員志望者の減少の兆候があらわれており、公教育からの人材の流出も懸念されています。教育公務員特例法改正による人事管理の厳格化も、任命権者の恣意的な運用が行われるおそれが強く、反対でございます。

今必要なことは、少人数学級やきめ細かい教育のための教員の加配、予算増です。安倍内閣の、金は出さないが口は出す式の教育改革では、現場の荒廃は必至です。

学校教育法に新たな義務教育の目標が規定され、これまで学習指導要領に記載された内容までが詳細に書き込まれていますが、元来、徳目項目は法律になじむものではありません。国家が国民の心の中に自由に入りするという錯覚を植えつける可能性が大であります。

校長、教頭のほかにたくさんの職階を設けて、管理強化を図ろうとしています。佐世保事件など

世間が驚愕する事件をよく取材してみると、問題は、研修などがふえてしまって、職員室で教員同士が語り合う時間、子供のことを見る時間、これがほとんどないという現実に突き当たります。教員の、お互い横の連携の力を職階で壊してしまいうなことをするべきではありません。

地教行法は、地方教育委員会への是正や指導を国での職権でできるとしています。そもそも、いじめ自殺や未履修、この問題は、地方の教育委員会のみの責任に帰するものなのでしょうか。文部科学省がいざれも関与していたのではありませんか。文部科学省の是正、指導こそ、本来必要です。

教員免許更新制は、百十万人の教員や四百五万人のペーパーティーチャーに教壇への意欲をそぐような結果にならないのか。社会人を登用した特別免許状の期限を撤廃して终身にしたのは、つい最近のことです。十年続くだらう教員大量退職時代にこそ、教員への門戸を幅広くあけておかなければならぬはずであり、既に教員志望者の減少の兆候があらわれており、公教育からの人材の流出も懸念されています。教育公務員特例法改正による人事管理の厳格化も、任命権者の恣意的な運用が行われるおそれが強く、反対でございます。

以上、政府提出三法案に反対、そして、教職員免許更新制を取り入れている民主党案にも賛同しがたいという立場を表明して、討論を終わりました。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一ないし第四の鳩山由紀夫君外五名提出、日本国教育基本法案外三案を一括して採決いたします。

○議長(河野洋平君) これより可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立少數。よつて、四案とも否決されました。

次に、日程第五ないし第七の内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案外二案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

は、再チャレンジという言葉も余り聞かれなくな

<p><b>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明</b></p> <p>○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、参議院送付、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣冬柴鐵三君。</p> <p>〔國務大臣冬柴鐵三君登壇〕</p> <p>○國務大臣(冬柴鐵三君) ただいま議題となりました特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。</p> <p>しかしながら、先般の構造計算書偽装問題を契機として、新築住宅の売り主が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が履行されない場合、新築住宅の購入者が極めて不安定な状態に置かれることが、改めて認識されることとなりました。</p> <p>このように住宅取得に対する不安が強まる中、住宅の安全の確保に対する国民のニーズにこたえていくためには、新築住宅の売り主等に対し、瑕疵担保責任を履行するための資力の確保を義務づけ、新築住宅の購入者等の利益の保護を図つてく必要であります。</p> <p>このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。</p> <p>次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。</p>
---

<p><b>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明</b></p> <p>○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。泉健太君。</p> <p>〔泉健太君登壇〕</p> <p>○泉健太君 民主党の泉健太です。</p> <p>私は、民主党無所属クラブを代表して、ただいま御提案のありました特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案について、関係大臣に質問をいたします。(拍手)</p> <p>二〇〇五年十一月、国土交通省が一級建築士による構造計算書偽装問題を公表して以来、全国の</p>	<p>第一に、建設業者及び宅地建物取引業者に対し、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保を図るため、住宅建設瑕疵担保保証金等の供託または住宅瑕疵担保責任保険契約の締結を義務づけることとしております。</p> <p>第二に、国土交通大臣は、住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保を図るために保険契約の引き受けを行ふ法人を、住宅瑕疵担保責任保険法人として指定することができます。</p> <p>第三に、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るために処理体制を整備することとしております。</p>
---	---

<p><b>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明</b></p> <p>○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。泉健太君。</p> <p>〔泉健太君登壇〕</p> <p>○泉健太君 民主党の泉健太です。</p> <p>私は、民主党無所属クラブを代表して、ただいま御提案のありました特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案について、関係大臣に質問をいたします。(拍手)</p> <p>二〇〇五年十一月、国土交通省が一級建築士による構造計算書偽装問題を公表して以来、全国の</p>	<p>多数のマンションの耐震性に大きな問題があることが明らかになりました。耐震強度偽装事件は、建築行政また建築業界の不信を増大させた社会問題となり、いまだ国民の建築物に対する不信を払拭しえません。</p> <p>建築物への信頼を揺るがした姉歯元一級建築士による耐震強度偽装事件の検査についても、建設会社やマンション販売会社、コンサルタントらが密接に関与した組織的犯罪としては立証されず、姉歯被告個人の犯罪という対応がとられていました。</p> <p>こととして不適な圧力を排除すること、第四に、建築に開設したすべての人をリスト化し公開すること、第三に、建築事務所の開設は建築士に限り、そして不当な圧力を排除すること、第四に、建築に開設したすべての人をリスト化し公開すること、第五に、広告に保険加入の有無を表示させることなどです。</p>
---	--

<p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明</p> <p>○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。泉健太君。</p> <p>〔泉健太君登壇〕</p> <p>○泉健太君 民主党の泉健太です。</p> <p>私は、民主党無所属クラブを代表して、ただいま御提案のありました特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案について、関係大臣に質問をいたします。(拍手)</p> <p>二〇〇五年十一月、国土交通省が一級建築士による構造計算書偽装問題を公表して以来、全国の</p>	<p>民主党は、連日の国会質問や現地調査の成果を生かし、居住者、利用者、購入者の立場に立つて再発防止策を取りまとめ、独自の法案を提出いたしました。その内容は、建築の最終確認には行政が責任を持ち、同時に行政の実務能力をアップさせること、第二に、設計、施工、管理を分離すること、第三に、建築事務所の開設は建築士に限り、そして不当な圧力を排除すること、第四に、建築に開設したすべての人をリスト化し公開すること、第五に、広告に保険加入の有無を表示させることなどです。</p> <p>政府は、今般、この売り主に対して瑕疵担保責任履行のための資力確保を義務づけるための法案を提出いたしましたが、私は、この法律が成立を待つこととしておりました。しかし、姉歯に端を発し全国を揺るがした耐震強度偽装事件を政治的な重要課題から外してはならないと考えます。決して安易な幕引きは許されません。</p> <p>過去の自民党政権が何をなしてきたのか。国家資格者である建築士を初め、その他多くの業界団体を集団団体化することに腐心をし、心ある有資格者の期待にこたえず、有資格者全体の適性の向上には残念ながら目を向けてきませんでした。さらに、近年、市場原理の徹底こそが善として、監視機能を果たすべき行政組織の権限、責任を安易に民間に丸投げし、本来の監視機能を空洞化させるとともに、一方で、業界には過当な競争、特にモラル無視の価格競争を強いてまいりました。</p> <p>かかる耐震強度偽装事件は、このような政策の中で生じた事態であることを改めて認識すべきだと思います。</p> <p>膨大な物件の検査を少人数の人員で行い、違法</p>
--	--

建築を見抜けなかつた指定確認検査機関の責任、そして特定行政庁の責任、さらには、このような検査体制であつた指定確認検査機関を監督してこなかつた国土交通省の責任も重大だと考えます。内閣の政治責任を明らかにし、耐震強度偽装事件を総括すべきと考えますが、国土交通大臣の明快なる御所見を求めます。

提出法案に加えて、さきに述べた私たちの五つの提言もあわせて国土交通省に御実施をいただければ、それにより、国民がさらに安心をして住宅

を購入、建設する仕組みを確立できるものと考えます。政府の取り組みについて、国土交通大臣の答弁をいただきたいと思います。

次に、政府提出法案の内容について具体的にお尋ねします。

住宅の欠陥に対する補償を本来義務づけられてゐる販売業者が倒産、廃業をしてしまうと、これまで、欠陥住宅に住んでいた住民はどうすることもできず、お手上げの状態に追い込まれることになります。こうした状況を解消する観点から、今般の法律には、建設業者による住宅建設瑕疵担保保証金、そして宅建業者による住宅販売瑕疵担保保証金の供託などが盛り込まれています。遅きに失したとはいえ、消費者、住宅購入者の利益を守るために、その方向性は一步前進と受けとめています。

まず、消費者負担のあり方について質問をします。売り主が瑕疵担保責任を履行するための資金調達について、国土交通省は、売り主の自主的判断に任せるとともに、市場での競争や消費者の理解度によって適切な対応がなされると期待している

としていますが、一方で、事業者と消費者の間に情報格差などがございます。価格転嫁、便乗値上げが誘発される懸念もあります。

消費者に対しては、新築住宅購入について供託なり保険契約が締結されるということをしつかりと周知する、その仕組みが大切かと考えますが、いかなる施策を講じていくのか。住宅販売会社が

記をなすべきなのか、最低限のルールを定めるべきと考へます。また、購入者が納得できる適正な保険料等の負担はどれくらいの水準であるのか。

次に、特定住宅瑕疵担保責任の範囲についてお尋ね申しあげます。

法案においては、「構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものの瑕疵」と規定をされています。

次に、特定住宅瑕疵担保責任の範囲についてお尋ね申しあげます。

以上の諸点について、国土交通大臣、明確な答弁をお願いいたします。

次に、特定住宅瑕疵担保責任の範囲についてお尋ね申しあげます。

法案においては、「構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものの瑕疵」と規定をされています。

次に、特定住宅瑕疵担保責任の範囲についてお尋ね申しあげます。

以上の諸点について、国土交通大臣、明確な答弁をお願いいたします。

次に、特定住宅瑕疵担保責任の範囲についてお尋ね申しあげます。

以上の諸点について、国土交通大臣、明確な答弁をお願いいたします。

次に、特定住宅瑕疵担保責任の範囲についてお尋ね申しあげます。

以上の諸点について、国土交通大臣、明確な答弁をお願いいたします。

次に、特定住宅瑕疵担保責任の範囲についてお尋ね申しあげます。

以上の諸点について、国土交通大臣、明確な答弁をお願いいたします。

次に、特定住宅瑕疵担保責任の範囲についてお尋ね申しあげます。

ては、現在、瑕疵担保責任保証制度を実施する機関としては財團法人住宅保証機構などがありますが、そこがそのまま保険法人に指定されることになるのか、お答えをください。さらに、株式会社、社団法人などが指定要件さえ満たせば、数限りなく保険法人の指定が可能になるのか、保険法人の公正性確保の視点も含めてお答えをいただきたいと思います。

なお、現在の財團法人住宅保証機構の役員構成を見てみると、理事長、専務理事、常務理事すべてが建設省、国土交通省のOBであります。そして、理事、監事にも多くの省庁OBが名を連ねています。そもそも、この住宅保証機構が官僚の天下り機関と化してはいないでしょうか。今回の法改正で指定される法人がふえ、結果、天下りをやすということにならないのか、この疑惑にどう答え、歯どめ策を講じるのか、御答弁をお願いします。

本来は、住宅瑕疵担保責任保証は既存の民間損害保会社が運営しても十分機能するものではないかという意見もございます。自前で保険業務を実施した方が、保険制度の全体の運営上のコストも少なくなるばかりか、建築物に対する新たなチェックも働きます。損保業界が保険法人を引き受ける可能性は皆無なのか、損保会社が自発的に住宅瑕疵担保責任保証を運営するための環境整備を行う、そういう選択肢は国土交通省になかったのか、この点について明らかにしていただきたいと思います。

法案に関連をして、日本の住宅政策のあり方についても若干質問をいたします。

国土交通大臣が指定する保険法人は、一般社団法人、一般財團法人その他政令で定める法人とし政府は、国民の住宅取得、つまり持ち家に著しく偏った政策を後押ししてきました。今や、家族構成や所得など、人生の局面において生活環境が大きく変化をする時代です。それに合わせて価値観や嗜好も変化をする現在、硬直的、固定的な政策を改めて、賃貸住宅を重視する政策など、国民のニーズにこたえる住宅政策が求められていると思います。こうした認識に立ち、以下、三つの重点施策に関する取り組みについて伺います。

第一は、リバース・アンド・モーゲージの促進法も視野に入れ、リバース・アンド・モーゲージの普及促進策に取り組むべきと考えますが、御答弁をお願いいたします。

公的年金のみで退職後の生活を維持することは極めて困難となつて現状、高齢者が保有する資産を活用し、安心できる老後を過ごせることを可能とするこの制度は、ますます重要な役割を担っていくべきものと考えます。政府は、特別立法も視野に入れ、リバース・アンド・モーゲージの普及促進策に取り組むべきと考えますが、御答弁をお願いいたします。

第二に、ノンリコースローンの普及であります。住宅ローンが返済できなくなつても、その物件を差し出せば他の資産に被害が及ばないローンを導入し、銀行など融資側に物件の確認を徹底させるための環境整備に力を注ぐべきと考えますが、政府の御見解をお願いいたします。

第三は、リフオーム詐欺対策などとあわせ、住宅業界における悪徳業者の排除です。

この背後には、クレジット契約による過剰与信などの問題も指摘をされています。割賦販売法改正も含めて総合的な対策を講じるべきと考えますが、御所見をお願いいたします。

以上、三点すべてについて国土交通大臣、ま

た、ノンリコースローンについては金融担当大臣、割賦販売法改正については経済産業大臣から御答弁をお願いいたしました。

以上、提出法案に関する質問を行いました。

現在、天下りや官製談合、日々とに官庁、官僚に対する不信が強まっています。私が危惧するのは、国土交通省へもこの信頼が著しく低下をしているという現在の状況です。

きわめつけは、三月八日、水門工事をめぐる談合問題で、公取が国土交通省に官製談合防止法を適用、改善措置を要求したことになります。中央官庁への適用は初めての事例であり、公共事業の総元締め官庁であります国交省が対象となつたことは、国民、納税者に対する悪質な裏切り、背信行為であると私は断罪せざるを得ないと思想です。

現在、国交省には、以前にも増して、住宅や乗り物の安全の確保など、国民の命を守る職務に全力を注ぐことが求められています。国土交通省職員及びOBに至るまでの綱紀粛正、国民に対する信頼の回復が急務とされます。これについて大臣の取り組みを求め、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣冬柴鐵三君登壇〕

○國務大臣(冬柴鐵三君) 泉健太議員から私に対して、十一点についての質問をちょうだいいたしましたので、順次答えさせていただきます。

構造計算書偽装問題の総括についてお尋ねがありました。

構造計算書偽装問題で明らかになつた課題は、建築士の能力や職業倫理が低下し、故意に構造計

算書の偽装を行つたという建築士側の課題、指定

確認検査機関のみならず地方公共団体においても偽装を見逃したという建築行政側の課題、住宅購入者への瑕疵担保責任が十分に果たされていない

という売り主等の側の課題の三点に整理できると考えております。

第一点目の課題については、さきの臨時国会で建築士法を改正し、建築士の資質、能力の向上や建築士事務所の業務の適正化など建築士制度の抜本的な見直しを行つたところであります。

また、第二点目の課題につきましては、昨年の通常国会で建築基準法を改正し、建築確認検査の厳格化や指定確認検査機関の業務の適正化など建築行政側の審査体制を強化したところであります。

さらに、第三点目の課題につきましては、消費者保護の観点から、住宅の売り主等の瑕疵担保責任の履行の実効を確保するため、今回の法案を提出させていただいたところであります。

構造計算書偽装問題で明らかとなつた諸課題につきましては、これらの包括的な施策により、適切に対応していくこととしております。

民主党の提言と政府の取り組みについてのお尋ねがございました。

構造計算書偽装問題は、住まいという生活の基盤への信頼を土台から崩すものであり、国民の安全と安心にかかわる重大な問題であります。国土

交通省では、住民など消費者の立場から安全な建築物を供給していくことが何よりも重要であるとの認識に立ち、徹底した再発防止策を講じることとし、昨年の通常国会で建築基準法等の改正、臨

ます。

この間、民主党からは、議員提案の法律を含め、さまざまな御提言をいただきましたが、消費者の立場から安全な建築物を供給するという基本的な考え方は政府案とも共通しており、臨時国会における建築士法改正につきましては、民主党も含め、衆参両院において全会一致で賛成いたしました。

国土交通省といたしましては、昨年改正された建築基準法、建築士法に加え、今般の住宅瑕疵担保案により、国民の安全、安心の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

消費者への周知や保険料等の負担水準についてのお尋ねがありました。

消費者への周知につきましては、昨年の宅地建物取引業法や建設業法の改正により、保険契約など瑕疵担保責任の履行措置の有無や内容について、契約締結前の説明や契約における書面交付を既に義務づけております。

本法案により、すべての新築住宅について供託または保険加入による履行措置が義務づけられることとなり、保険、供託いずれの場合においても、業者から消費者に対し措置の内容について説明または書面交付がなされることとなります。わかりやすい内容とするようにガイドラインも示してまいります。

施行後の保険法人の指定につきましては、財法人住宅保証機関など、任意の制度として住宅性能保証制度を既に実施している法人も含め、申請のある財团法人、社団法人または株式会社の中から、指定基準への該当性を判断しつつ行つてまいります。

なお、保険料については、売り主等が負担するものであります。保険金支払いのための純保険料に、必要な住宅検査や事務処理の手数料を加えて設定されるものであり、それぞれの保険法人において適正に設定されるものと考えております。

次に、集合住宅における特定住宅瑕疵担保責任

の範囲についてお尋ねがありました。

本法律案における瑕疵担保責任は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四条または第十九条で位置づけられている瑕疵担保責任であり、同法及びその施行令において、対象となる瑕疵は、戸建て住宅、集合住宅の別にかかわらず、基礎や柱などの構造耐力上主要な部分と、屋根や外壁など雨水の浸入を防止する部分に係る瑕疵と規定されております。

なお、具体的な瑕疵の内容や範囲、原因などについて、技術的支援を充実することにより、消費者の保護が適正に図られるよう努めてまいります。

今後の住宅瑕疵担保責任保険法人の指定についてお尋ねがありました。

住宅瑕疵担保責任保険法人については、本法案による保険業務を長期的、安定的に扱つていくべき法人であり、保険契約の引き受けの前提となる現場検査の能力の有無、保険業務の的確な実施に

必要な財産的基礎の有無、役員等の構成による公正な保険業務の実施への支障の有無などの観点から、厳格な審査を行つた上で指定を行つていくこ

ととしております。

施行後の保険法人の指定につきましては、財團法人住宅保証機関など、任意の制度として住宅性

能保証制度を既に実施している法人も含め、申請のある財團法人、社団法人または株式会社の中から、指定基準への該当性を判断しつつ行つてまいります。

なお、保険という性格から、それぞれの保険法人は相当規模の保険契約の引き受けを行うことが必要であり、指定を行う保険法人の数については

おのずと限りがあるものと考えております。天下りの増大に対する懸念及び歯どめ策についてお尋ねがございました。

財団法人住宅保証機構を初めとする公益法人への再就職については、公益法人の設立許可及び指導監督基準等に従つて適切に対応しております。

本法案において、国土交通大臣は住宅瑕疵担保責任保険法人を指定することとしておりますが、指定に当たつて新たな公益法人等の設立を想定はしておらず、天下りが増大するとの懸念は生じないものと考えております。当然のことながら、国土交通省として保険法人に対し、監督権限を背景とした押しつけ的な再就職はあつてはならないと考えております。

なお、今後の営利企業及び公益法人等への再就職規制のあり方については、公務員制度改革の一環として、国家公務員法改正案として提出されており、国土交通省としても、国会での審議も踏まえ、適切に対応してまいります。

損害保険会社による住宅瑕疵担保責任保険の引き受けの可能性についてお尋ねがありました。

住宅瑕疵担保責任保険については、建築時の現場検査とその結果を踏まえた保険引き受けの判断、瑕疵に起因する損害が発生した場合の査定等を的確に実施することができる主体により運営されることができます。

このように、高度な建築に関する技術的知見に裏づけされた保険業務の実施は、現状では損害保險会社には困難であることから、本法案において、制度を着実に実施するため、そのような知見と体制を有し、かつ、保険業務を実施できる法人を指定する制度としているところであります。

リバースモーゲージの普及促進策についてお尋ねがありました。

少子高齢化の進展により福祉に対する国民の負担が増大する中で、リバースモーゲージの普及促進を含め、高齢者が保有する住宅を活用して多様な生活を営むことができる環境を整備することは、重要な政策課題であると認識しております。

一方、リバースモーゲージは、融資残高が住宅価格を上回るリスクが存することから、民間金融機関等において、融資限度額の設定など一定の制約を付しているのが現状であります。

このため、国土交通省としても、関係機関と連携しつつ、より汎用性の高いリバースモーゲージが提供される仕組みを検討してまいります。

ノンリコースローンの導入についてお尋ねがありました。

我が国の住宅は、年数経過に伴い大幅に価格が下落する傾向にあり、個人向け住宅ローンをノンリコースローン化する場合には、返済能力に係る審査の厳格化のみならず、貸付金利の引き上げや融資率の引き下げを大幅にする必要があることから、現在、金融機関において対応することは困難であると聞いております。

このため、耐久性、耐震性等にすぐれた住宅が適切に評価される手法の検討など、個人向け住宅ローンについて、ノンリコースローンを導入することが可能となるような条件整備に努めてまいる所存であります。

割賦販売法改正も含めた総合的な対策についてお尋ねがありました。

住宅のリフォームにつきましては、消費者がリフォーム資金を金融機関から借り入れ、リフロー

ム業者が債務を保証する場合に、当該業者が契約どおりのリフォームを行わなかつたときは、割賦販売法に基づき、金融機関に対し借入金の返済を拒絶することができます。

また、本法案における保険制度は、売り主等の故意、重過失による瑕疵については売り主等の負担による修補を行うことを原則としているほか、保険契約の内容として、保険金支払いに当たり一定の負担を売り主等に求める縮小てん補率の設定、過去の保険金の支払い実績を踏まえた保険料の設定などを検討しております。

これらの措置により、悪質な住宅業者の排除がなされるものと考えております。

最後に、国土交通省における納紀肃正と国民の信頼回復に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

入札談合等の不正行為、とりわけ官製談合はあつてはならないことです、が、國の機関として初めて改善措置要求を受けたことは極めて遺憾であり、まことにざんぎにたえません。

こうした事態を厳粛に受けとめ、國民の信頼を回復できるよう、談合行為の排除に向け、談合にかかる場合の厳しいペナルティーについて職員及び事業者に徹底してまいります。

このようない行行為の防止、綱紀保持の徹底はもちろん、國民の生命財産を守るという国土交通省の重要な使命に引き続き全力で取り組み、國民の皆様の期待と信頼にこたえてまいります。

(拍手)

(國務大臣山本有二君登壇)

○國務大臣(山本有二君) 割賦販売法改正を含めた総合的な悪質業者対策の必要性につきまして、だいま議題となりました特定住宅瑕疵担保責任の

経済産業大臣に対するお尋ねがございました。

リフォーム詐欺といった悪質訪問販売業者の問題及びクレジット会社による過剰与信の問題につきましては、これまで、特定商取引法に基づき悪質訪問販売業者に業務停止等の行政処分を行うとともに、クレジット業者に対し、悪質訪問販売業者の排除を指導しております。引き続き、適切な措置を講じてまいります。

また、悪質訪問販売業者に安易にクレジット契約が利用されず、適正なクレジット契約が行われますよう、現在、割賦販売法及び特定商取引法の改正を視野に入れまして、産業構造審議会においてさられる対策について議論を行つているところでございます。

次に、ノンリコースローンの導入についてお尋ねがございました。

金融担当大臣として、お答え申し上げます。

金融機関がどのような商品やサービスを顧客に提供するかは、各金融機関がみずから経営戦略の中で判断していくべき事柄でございます。各金融機関におきましては、適切なリスク管理を行ながら、創意工夫を行い、顧客のニーズにより的確に対応した商品開発等の取り組みが進められることを期待しておるところでございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 高木陽介君。

(高木陽介君登壇)

私は、自由民主党並びに公明党を代表して、だいま議題となりました特定住宅瑕疵担保責任の

履行の確保等に関する法律案に關し、基本的項目についての確認とともに、国民生活にとつて大臣が、安心の住宅政策促進へ向けた国土交通大臣の決意を伺つてまいりたいと思います。(拍手)

昨年の三月六日、公明党は耐震構造設計偽造問題対策本部として、当時の北側国土交通大臣に対し、耐震強度偽装問題の再発防止策を講ずるよう申し入れました。これに對して、大臣は、再発防止に全力を擧げることを約束し、中でも瑕疵担保責任の履行確保については、住宅取得者を保護する仕組みが必要との考え方を示されました。

こうした背景のもと、構造計算書偽装問題を改めて点検いたしますと、大きく三つの問題が明らかになりました。第一には、まず建築時における建築確認検査がしつかりなさいていたのかどうか。第二は、そもそも住宅の設計等を行う建築士の資質、能力がしつかり確保されていたのか。三つ目として、売り主等が倒産などをした場合、瑕疵担保責任が履行されず、住宅の買い主が極めて不安定な状態に置かれることになつたという点であります。

これらの問題に対応するべく、昨年来より建築基準法の改正、それに次ぐ建築士法の改正が行われました。それに加えて、売り主等の瑕疵担保責任履行のための資力確保の措置を義務づけることにより、消費者の保護を全うすることを目的とした本法律案が第三弾として提出されたものと認識しております。

これら一連の見直しによって、事件以来国民が抱いていた住宅取得の際の大きな不安感が払拭できるとお考えか。国民は安心して住宅を取得することができると言つてよいのか。まず、国土交通

大臣の御意見を伺いたいと思います。

さて、本法律案では、建設業者及び宅地建物取引業者に対し、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保を図るため、住宅建設瑕疵担保保証金等の供託、または住宅瑕疵担保責任保険契約の締結を義務づけております。中でも保険制度の導入は制度の大きな柱となつております。私も、從来より、消費者保護を図るために、住宅に係る保険制度は極めて重要であると考えてきたところであり、

今般の法律案において、供託または保険を義務づける制度が導入されることは画期的なことと考えております。住宅の売り主や消費者の任意による保険制度ではなく、供託または保険を義務づける制度の導入に至つた経緯を含め、政府の考えについてお尋ねをいたします。

次に、消費者保護の観点から、保険制度について、売り主等の故意、重過失の場合の対応についてお尋ねをいたします。

消費者は、瑕疵のある住宅を買わされた場合、売り主の故意、重過失によるものであろうと、通常の瑕疵であろうと、一律に救済してもらいたい

と思ふのではないでしようか。特に、売り主等が故意、重過失に基づく瑕疵のある物件を売却し、その後、倒産をしてしまったような場合こそ、損害の回復の手段を失うことから、保険によつて、より強く救済を願うところかもしません。一般的には故意、重過失による損害は保険金支払いにはなじまないとされていますが、消費者保護に万全を期するとの立場から、どのような対応がなされるか、伺いたいと思います。

売り主の故意、重過失の場合において、さらに担保責任履行のための資力を確保する方法として二つの制度を導入しております。一つは保険制度、そしてもう一つは保証金の供託の制度であります。

先ほども申し上げたとおり、本法律案は、瑕疵担保責任履行のための資力を確保する方法として二つの制度を導入しております。一つは保険制度、そしてもう一つは保証金の供託の制度であります。

スと言つてよいでしょう。しかし、さきの構造計算書偽装事件のように、一たん事件が発生すれば、住宅という高額な対象ゆえに、その損失額は巨額に及びます。保険料の一部を積み立てるこ

とに創設される基金だけでは、十分な補てんができない場合、資金が枯渇する場合なども想定されます。本法律案において故意、重過失による消費者の損害についてどのように担保するか、説明を求めます。

次に、この法律の柱をなす保険制度において、保険契約を引き受けとなる保険法人について伺いたいと思います。

本法律案では、国土交通大臣が保険法人を指定し、その指定保険法人が保険契約を引き受けけることとしております。今まで財團法人や民間会社が任意で住宅に係る保険を引き受けてきておりま

すが、年間に数十万戸にも上る保険契約を引き受けける可能性を踏まえますと、保険法人の体制整備をしつかり行なうことがまず必要ではないかと考えます。本法律案ではどのように措置をされるのか、伺いたいと思います。

また、本法律案によって、瑕疵担保責任の履行確保、消費者保護を目的として制度が創設されるのですから、保険法人が保険金の支払いをすることができなくなるような事態を絶対に起こしてはなりません。保険法人による支払いの確保のための担保としてはどのような措置を考えておられるのか、あわせてお尋ねをいたします。

本法律案によって消費者保護の制度は大きな前進を望めることになりますが、諸制度を生かすか

どうかは、今後の制度設計、運用に加え、個別の現場で起る具体的な買い主と売り主との住宅に係る紛争に対し、しつかり対応できるか否かにかかる

ことになるのか、お伺いしたいと思います。本法律案によって消費者保護の制度は大きな前進を望めることになりますが、諸制度を生かすか

これにより、消費者の保護策は大きな前進、大きな効果が期待できることは明らかであります

が、一方、売り主等が保証金の供託あるいは保険料を支払うということは、そこに新たな売り主の負担が発生することであり、その売り主の負担は、めぐりめぐつて消費者の負担増につながることにならないのか、ひいては、住宅の円滑な供給にも支障を來すことではないかと懸念されるところでもあります。本法律案において、この点についてはどのように考慮されているか、伺います。

供託と保険の二つの制度、選択肢が複数であることは、制度を円滑に住宅市場に根づかせる上で好ましいことだと思います。しかし、この二つの制度が並行して運用されていく中で、保険制度については、保険契約の引き受けに当たり保険法人が住宅の検査を行い、瑕疵の防止、品質の向上にも資するという制度となつてゐるのに對し、供託制度にはこのような仕組みがないことから、住宅の性能確保、品質の向上についての懸念が生じます。供託であろうと保険契約であろうと、住宅全体についての瑕疵の防止及び品質の向上が図られることになるのか、お伺いしたいと思います。

本法律案によって消費者保護の制度は大きな前進を望めることになりますが、諸制度を生かすかどうかは、今後の制度設計、運用に加え、個別の現場で起る具体的な買い主と売り主との住宅に係る紛争に対し、しつかり対応できるか否かにかかる

ことになるのか、お伺いしたいと思います。本法律案によって消費者保護の制度は大きな前進を望めることになりますが、諸制度を生かすか

## (号外)

官報

住宅保証機構の住宅性能保証制度の現在の利用数は、住宅着工数の一割程度と言われております。本法律案により、紛争処理制度の利用数の大幅増加が見込まれるところでもあります。本法律案では、住宅品質確保法に規定する指定住宅紛争処理機関が、保険契約に係る新築住宅についての紛争の処理に当たることとされておりますが、利用数の増加が円滑かつ適切な業務遂行に支障を来すことはないかを確認しておきたいと思います。

他方、本法律案は、供託金対象の住宅を紛争処理の対象とはしておりません。その理由の一つは、

供託の場合は保険の場合と異なり、施工段階で必ずしも品質の検査があるとは言えず、紛争処理のための十分な資料が整えられるとは限らないことが挙げられてしまふ。

しかし、消費者保護の考え方からすれば、保険つき住宅と供託金対象の住宅で被害救済の方法に差異があることは好ましいこととは言えません。住宅は、一個人の資産だけにとどまらず、世代を超えて継承されるべき社会的財産に違いありません。したがつて、全住宅について、住宅品質確保法による性能表示制度を利用することにより、供託金対象の住宅についても紛争処理をサポートする新しい体制が検討できないものか、お尋ねをいたします。

さきの構造計算書偽装事件は、関係する物件を購入した人とその家族に極めて深刻な打撃を与えました。住宅は、大多数の人にとって、一生に一度購入できるかどうかという大きな買い物であります。購入のために一家で日常の生活費も切り詰め貯蓄し、やつと手に入れた夢にまで見た我が家。それがある日突然、重大な欠陥があることを

知らされた購入者の悲憤、悲しみは当事者しかわかりません。

私の住む地域でも耐震強度の不足を告げられた

マンションがあり、私も何らかの善後策はないも

のかと国とかけ合い、市に要望するなど奔走しま

した。住民の皆さんに向うて十分沿った対応がで

きたとは言えず、内心じくじたる思いを禁じ得ま

せん。それだけに、確実に瑕疵担保責任が履行さ

れる本法律案による体制の整備に私自身も強い期

待を寄せております。

改めて申し上げるまでもなく、瑕疵のある住宅に対する対応策は大切であります。より肝心なのは、瑕疵のない住宅の供給であります。安全、安心、良質な住宅を国民に提供するために、官民ともにさらにさらに努力を積み重ねていかなくてはなりません。

しかし、消費者保護の観点からすれば、保険

つき住宅と供託金対象の住宅で被害救済の方法に

差異があることは好ましいこととは言えません。

住宅は、一個人の資産だけにとどまらず、世代を

超えて継承されるべき社会的財産に違いありません。

したがつて、全住宅について、住宅品質確保

法による性能表示制度を利用することにより、供

託金対象の住宅についても紛争処理をサポートす

る新しい体制が検討できないものか、お尋ねをい

たします。

○國務大臣(冬柴鐵三君登壇) 高木陽介議員から、九

点について質問をいただきました。順次答弁をさせていただきます。

一連の法改正により消費者の住宅に対する不安を払拭できるのかという点についてお尋ねがありました。

〔國務大臣(冬柴鐵三君登壇)〕

この強い決意を伺つて、質問を終わります。(拍手)

過失の場合における消費者保護のための措置についてお尋ねがありました。

本法律案の保険制度における売り主等の故意、重

過失の場合は、売り主等の側の故意、重

意、重過失の有無にかかわらず、住宅の瑕疵によ

る損害をこうむつた買い主等の救済が図られるこ

とが重要でございます。

消費者保護の観点からは、売り主等の側の故

意、重過失の有無にかかわらず、住宅の瑕疵によ

る損害をこうむつた買い主等の救済が図られるこ

とが重要でございます。

本法律案においては、住宅の売り主等の故意、重

過失を原因とする瑕疵について、売り主等が倒産

していない場合にも保険金の支払い対象となる

こととされています。このため、売り主等の負担

が生ずることになりますが、その負担が合理的な

ものとなるよう供託金額の設定を行つており、今

後の保険料の設定に当たつても配慮してまいり

ます。

具体的な仕組みとして、保険料の一部をもとに基金を創設することとしております。基金創設時ににおいて、多額の保険金支払いが発生し、資金不足を生じた場合には、既存の住宅保証基金からの無利子貸し付けが行えるよう措置を講じております。

構造計算書偽装問題を契機として、新築住宅の売り主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が履行されない場合、新築住宅の購入者が極めて不安定な状況に置かれることが改めて認識されました。

このような中、住宅に対する国民の信頼を回復し、消費者保護を全うするために必要な措置として、住宅が高額であることにもかんがみ、売り主等に資力確保の措置として供託または保険を義務づけることとした次第であります。

保険法人は、瑕疵担保責任の期間である十年以上にわたり有効な保険を安定的、長期的に扱う法

を期すこととしており、一連の措置により、国民に安心して住宅を取得いただけるものと考えておられます。

供託または保険を義務づけた経緯についてお尋ねがございました。

構造計算書偽装問題を契機として、新築住宅の売り主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が履行されない場合、新築住宅の購入者が極めて不安定な状況に置かれることが改めて認識され、国民の住宅取得に対する不安が強まりました。

改めて申し上げるまでもなく、瑕疵のある住宅に対する対応策は大切であります。より肝心なのは、瑕疵のない住宅の供給であります。安全、安心、良質な住宅を国民に提供するために、官民ともにさらにさらに努力を積み重ねていかなくてはなりません。

外 報 号 (号)

ますが、市場における競争や消費者による理解等を勘案し、適切な対応がなされるものと考えております。

消費者の意識調査結果からも、安心を得るために一定の負担は御理解が得られるものと考えております。

売り主等に対し資力の確保を義務づけることにより、国民が安心して住宅を取得できるようになることが、結果として円滑な住宅の供給に資するものと考えております。

住宅全般についての瑕疵防止及び品質向上の措置についてお尋ねがありました。

保険制度においては、第三者である保険法人が保険を引き受けること、売り主等が瑕疵担保責任を履行した場合のてん補が保険によって行われることから、保険法人が、リスクマネジメントの一環として、その引き受けに当たり検査を行うことが必要となり、結果として瑕疵の発生防止、品質向上に資することとなります。

供託については、売り主等がみずからの財産により瑕疵修補を行うものであり、売り主等がみずから瑕疵の発生防止、品質の向上に努めるものと考えておりますが、さらに、性能表示制度の普及等により、住宅性能の向上に努めてまいります。指定紛争処理機関の円滑な業務遂行についてお尋ねございました。

本法案により、住宅品質確保法に基づく住宅紛争処理機関が保険契約に係る新築住宅に関する紛争処理を行うことができるようになることに伴い、住宅品質確保法に規定する住宅紛争処理支援センターの業務を拡大しております。

具体的には、指定紛争処理機関に対し、保険契約に係る紛争処理の業務の実施に要する費用の助成、保険契約に係る紛争処理に関する情報、資料

を収集、整理し提供することとしており、指定紛争処理機関の利用が増大した場合においても、簡単に迅速で円滑な紛争処理が行われるよう支援をしていくこととしております。

供託の対象である住宅に関する紛争処理についてお尋ねがございました。

本法案において、指定住宅紛争処理機関が保険契約に係る新築住宅の紛争処理を行なうことができることとしたのは、保険法人が検査を行い、その結果の資料が保管されるため、指定住宅紛争処理機関による迅速簡易な紛争処理になじむことによるものです。

紛争処理の重要性は十分に認識しているところであり、住宅品質確保法に基づき同様の紛争処理を行なっている性能表示制度の普及を図ること等を通じて、紛争処理体制の充実、拡大に努めてまいります。

最後に、住生活の質の向上に向けての決意についてお尋ねがありました。

これまでの建築基準法、建築士法の改正及び本法案により、住宅の瑕疵の発生を抑制するとともに、万一、瑕疵が発生した場合でも確実に瑕疵担保責任が履行される体制を整備したところであります。

これら一連の措置により、安全、安心な住宅を供給することとに、昨年制定されました住生活基本法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
安全保障委員  
一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
（議案提出）  
一、昨十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出)  
借地借家法の一部を改正する法律案(保岡興治君外五名提出)

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
教育再生に関する特別委員

（特別委員辞任及び補欠選任）  
一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

出席副大臣

文部科学大臣 伊吹 文明君

国土交通大臣 冬柴 鐵三君

経済産業大臣臨時代理 山本 有二君

国務大臣 木原 誠二君

安次富 修君

松本 洋平君

安井潤一郎君

山内 康一君

坂 伸人君

中森ふくよ君

萩原 誠司君

福岡 資麿君

安次富 修君

浮島 敏男君

渡部 篤君

山内 康一君

木村 勉君

清水清一朗君

福田 良彦君

稻葉 大和君

山本ともひろ君

萩原 誠司君

坂 伸人君

松本 洋平君

安井潤一郎君

赤池 誠章君

福田 良彦君

稲田 明美君

山本 有二君

木原 誠二君

萩原 誠司君

坂 伸人君

中森ふくよ君

木原 誠二君

坂 伸人君

赤池 誠章君

木原 誠二君

坂 伸人君

（特別委員辞任及び補欠選任）  
一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
教育再生に関する特別委員

## (議案付託)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)  
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)(参議院送付)

農林水産委員会 付託 法務委員会 付託

## (議案送付)

一、昨十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案  
新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出)

## (議案通知)

一、昨十七日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。  
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案  
一、昨十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案  
刑法の一部を改正する法律案

## (質問書提出)

一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(鈴木宗男君提出)

特命全権大使の免官に関する第三回質問主意書  
一九八一年五月に行われた日米首脳会談をめぐる閣内不統一に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

我々が目指す教育は、人間の尊厳と平和を重んじ、生命の尊さを知り、真理と正義を愛し、美しいものを美しいと感する心を育み、創造性に富んだ、人格の向上発展を目指す人間の育成である。さらに、自立し、自律の精神を持ち、個人や社会に起こる不条理な出来事に対して、連帯して取り組む豊かな人間性と、公共の精神を大切にする人間の育成である。

同時に、日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし、伝統文化、芸術を尊び、学術の振興に努め、他国や他文化を理解し、政の中心に教育を据え、日本国憲法の精神と新たな理念に基づく教育に日本の明日を託す決意をもつて、ここに日本国教育基本法を制定する。

我々は、教育の使命を以上のように認識し、国政の中心に教育を据え、日本国憲法の精神と新たな理念に基づく教育に日本の明日を託す決意をもつて、ここに日本国教育基本法を制定する。

**(教育の目的)**  
第一条 教育は、人格の向上発展を目指し、日本国憲法の精神に基づく眞の主権者として、人間の尊厳を重んじ、男女の平等を尊重し、民主的で文化的な国家、社会及び家庭の形成者たるに必要な資質を備え、世界の平和と人類の福祉に貢献する心身ともに健やかな人間の育成を期して行われなければならない。

(学ぶ権利の保障)

第二条 何人も、生涯にわたって、学問の自由と教育の目的の尊重の下に、健康で文化的な生活を営むための学びを十分に奨励され、支援され、及び保障され、その内容を選択し、及び決定する権利を有する。

(適切かつ最善な教育の機会及び環境の享受等)

第三条 何人も、その発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境を享受する権利を有する。

況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境を享受する権利を有する。

2 何人も、人種、性別、言語、宗教、信条、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

3 国及び地方公共団体は、すべての幼児、児童及び生徒の発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備のための施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

4 国及び地方公共団体は、経済的理由によって修学困難な者に対して、十分な奨学の方法を講じなければならない。

**(学校教育)**  
第四条 国及び地方公共団体は、すべての国民及び日本に居住する外国人に対し、意欲を持つて学校教育を受けられるよう、適切かつ最善な学校教育の機会及び環境の確保及び整備に努めなければならない。

2 学校教育は、我が国の歴史と伝統文化を踏まえつつ、国際社会の変動、科学と技術の進展その他社会経済情勢の変化に的確に対応するものでなければならない。

3 学校教育においては、学校の自主性及び自律性が十分に發揮されなければならない。

4 法律に定める学校は、その行う教育活動に関する他の社会経済情勢の変化に的確に対応するものでなければならない。

5 国及び地方公共団体は、前項の学校が行う情報の提供並びに点検及び評価の円滑な実施を支援しなければならない。

官報(号外)

<p>(教員)</p> <p>第五条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであり、その教員は、全体の奉仕者であつて、自己の崇高な使命を自覚し、その職責の十分な遂行に努めなければならない。</p> <p>2 前項の教員は、その身分が尊重され、その待遇が適正に保障されなければならない。</p> <p>3 第一項の教員については、その養成と研修の充実が図られなければならない。</p> <p>(幼児期の教育)</p> <p>第六条 幼児期にあるすべての子どもは、その発達段階及びそれの状況に応じて、適切かつ最善な教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、幼児期の子どもに対する無償教育の漸進的な導入に努めなければならない。</p> <p>(普通教育及び義務教育)</p> <p>第七条 何人も、別に法律で定める期間の普通教育を受ける権利を有する。国民は、その保護する子どもに、当該普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>2 義務教育は、眞の主権者として民主的で文化的な国家、社会及び家庭の形成者を育成することを目的とし、基礎的な学力の修得及び体力の向上、心身の調和的発達、道徳心の育成、文化的な素養の醸成、国際協調の精神の養成並びに自主自立の精神の体得を旨として行われるものとする。</p> <p>3 国は、普通教育の機会を保障し、その最終的な責任を有する。</p> <p>4 国は、普通教育に関し、地方公共団体の行う</p>
<p>5 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については授業料は徴収せず、その他義務教育に関する費用については、保護者の負担は、できる限り軽減されるものとする。</p> <p>(高等教育)</p> <p>第六条 高等教育は、我が国の学術研究の分野において、その水準の向上及びその多様化を図るとともに、社会の各分野における創造性に富む担い手を育成することを旨として行われるものとする。</p> <p>2 高等教育を行う学校は、社会に開かれたものとなるよう、職業人としての資質の向上に資する社会人の受入れの拡大、地域、産業、文化、社会等の活性化に資する人材の養成を目指す関係者との連携等を積極的に図るものとする。</p> <p>3 高等教育については、無償教育の漸進的な導入及び奨学制度の充実等により、能力に応じ、すべての者に対してこれを利用する機会が与えられるものとする。</p> <p>(建学の自由及び私立の学校の振興)</p> <p>第七条 国及び地方公共団体は、國民が生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において、多様な学習機会を享受できるよう、社会教育の充実に努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が行う社会教育の充実は、図書館、博物館、公民館等の施設と機能の整備その他適切な方法によつて、図られるものとする。国及び地方公共団体は、これを最限尊重し、あわせて、多様な教育の機会の確保及び整備の観点から、私立の学校への助成及び私立の学校に在籍する者への支援に努めなければならない。</p> <p>(特別な状況に応じた教育)</p> <p>第十三条 障がいを有する子どもは、その尊厳が確保され、共に学ぶ機会の確保に配慮されつゝ自立や社会参加が促進され、適切な生活を享受するため、特別の養護及び教育を受ける権利を有する。国及び地方公共団体は、障がい、発達状況、就学状況等、それぞれの子どもの状況に応じて、適かつ最善な支援を講じなければならない。</p>
<p>(家庭における教育)</p> <p>第十一条 家庭における教育は、教育の原点であり、子どもの基本的な生活習慣、倫理観、自制心、自尊心等の資質の形成に積極的な役割果たすことを期待される。保護者は、子どもの最善の利益のため、その能力及び資力の範囲内で、その養育及び発達についての第一義的な責任を有する。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、保護者に対して、適切な支援を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、健やかな家庭環境を享受できないすべての子どもに対して、適切な養護、保護及び援助を行わなければならぬ。</p> <p>(地域における教育)</p> <p>第十二条 地域における教育においては、地域住民の自発的取組が尊重され、多くの人々が、学校及び家庭との連携の下に、その担い手になることが期待され、そのことを奨励されるものとする。</p> <p>(生涯学習及び社会教育)</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体は、國民が生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において、多様な学習機会を享受できるよう、社会教育の充実に努めなければならない。</p>
<p>(職業教育)</p> <p>第十四条 何人も、学校教育と社会教育を通じて、勤労の尊さを学び、職業に対する素養と能力を修得するための職業教育を受ける権利を有する。国及び地方公共団体は、職業教育の振興に努めなければならない。</p> <p>(政治教育)</p> <p>第十五条 国政及び地方自治に参画する良識ある真の主権者としての自覚と態度を養うこととは、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p> <p>(生命及び宗教に関する教育)</p> <p>第十六条 生の意義と死の意味を考察し、生命あるすべてのものを尊ぶ態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 宗教的な伝統や文化に関する基本的知識の修得及び宗教の意義の理解は、教育上重視されなければならない。</p> <p>3 宗教的感性の涵養及び宗教に関する寛容の態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。</p> <p>4 国、地方公共団体及びそれらが設置する学校は、特定の宗教の信仰を奨励し、又はこれに反対するための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>

## (情報文化社会に関する教育)

第十七条 すべての児童及び生徒は、インター ネット等を利用した仮想情報空間におけるコミュニケーションの可能性、限界及び問題について、的確に理解し、適切な人間関係を構築する態度と素養を修得するよう奨励されるものとする。

2 すべての児童及び生徒は、文化的な素養を醸成し、他者との対話、交流及び協働を促進する基礎となる国語力を身につけるための適切かつ最善な教育の機会を得られるよう奨励されるものとする。

3 すべての児童及び生徒は、その健やかな成長に有害な情報から保護されるよう配慮されるものとする。

## (教育行政)

第十八条 教育行政は、民主的な運営を目指として行われなければならない。

2 地方公共団体が行う教育行政は、その施策に民意を反映させるものとし、その長が行わなければならぬ。

3 地方公共団体は、教育行政の向上に資するよう、教育行政に関する民主的な組織を整備するものとする。

4 地方公共団体が設置する学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する学校理事会を設置し、主体的かつ自律的な運営を行うものとする。

## (教育の振興に関する計画)

第十九条 政府は、国会の承認を得て、教育の振興に関する基本的な計画を定めるとともに、こ

れを公表しなければならない。

2 前項の計画には、我が国の国内総生産に対する教育に関する国の財政支出の比率を指標として、教育に関する国の予算の確保及び充実の目標が盛り込まれるものとする。

3 政府は、第一項の計画の実施状況に関し、毎年、国会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

4 地方公共団体は、その議会の承認を得て、その実情に応じ、地域の教育の振興に関する具体的な計画を定めるとともに、これを公表しなければならない。

5 前項の計画には、教育に関する当該地方公共団体の予算の確保及び充実の目標が盛り込まれるものとする。

6 地方公共団体の長は、第四項の計画の実施状況に関し、毎年、その議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(予算の確保)

第二十条 政府及び地方公共団体は、前条第一項又は第四項の計画の実施に必要な予算を安定的に確保しなければならない。

## (法令の制定)

第二十一条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第二項から第四項までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

## (構造改革特別区域法の一部改正)

## (第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第

## (教育基本法の廃止)

第二条 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)は、廃止する。

## (社会教育法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(平成十八年法律第百二十号)」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第号)」に改める。

## 一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)

## 第一条

二 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第一条

三 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第一条

四 高等学校の定期制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第一条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)第一条

六 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第三十七条第一項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)第十六条

(放送大学学園法の一部改正)

第四条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「教育基本法」を「日本国教育基本法」に改め、同条中「教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十五条第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第号)第十六条第四項」に改める。

百八十九号)の一部を次のように改正する。  
第二十条第十七項中「教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十五条第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第号)第十六条第四項」に改める。

## 理 由

新たな文明の創造を希求し、未来を担う人間の育成について教育が果たすべき使命の重要性にかんがみ、新たに日本国教育基本法を制定し、教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外五名提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、新たな文明の創造を希求し、未来を担う人間の育成について教育が果たすべき使命の重要性にかんがみ、新たに日本国教育基本法を制定し、教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 1 前文

教育の使命として、人間の尊厳と平和を重

官報(号外)

<p>んじ、生命の尊さを知り、真理と正義を愛し、美しいものを美しいと感する心を育み、創造性に富んだ、人格の向上発展を目指す人間を育成すると同時に、日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし、伝統、文化、芸術を尊び、学術の振興に努め、他国や他文化を理解し、新たな文明の創造を希求すること。</p> <p>2 学ぶ権利の保障</p> <p>何人に対しても、生涯にわたって、学ぶ権利を保障すること。</p> <p>3 国及び地方公共団体の責務</p> <p>国及び地方公共団体は、それぞれの子どもに応じた教育の機会及び環境の確保・整備を図るものとし、国は、普通教育の最終的責任を有すること。</p> <p>4 幼児期の教育及び高等教育</p> <p>幼児期の教育及び高等教育について、無償教育の漸進的な導入に努めること。</p> <p>5 生命及び宗教に関する教育</p> <p>生命及び宗教に関する教育について、生の意義と死の意味の考察、宗教的な伝統や文化に関する基本的知識の修得、宗教の意義の理解及び宗教的感性の涵養は、教育上尊重されなければならないこと。</p> <p>6 地方公共団体の行う教育行政</p> <p>地方公共団体が行う教育行政は、その長が行わなければならぬこととともに、その設置する学校には保護者等が参画する学校理事会を設置し、主体的かつ自律的な運営を行ふものとすること。</p>	<p>7 予算の確保</p> <p>教育予算の安定的確保のため、公教育財政支出について、国内総生産に対する比率を指標とすること。</p>	<p>8 施行期日等</p> <p>(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。</p> <p>(二) 教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)</p> <p>は、廃止すること。</p>
<p>二 議案の否決理由</p> <p>教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるものとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成十九年五月十七日</p> <p>衆議院議長 河野 洋平殿</p> <p>教育再生に関する特別委員長 保利 耕輔</p> <p>提出者 藤村 修 笠 浩史 安住 淳外百六名</p>	<p>教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、質の高い学校教育を実現するためには、高い資質及び能力を有する教育職員教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)が学校教育に携わることが不可欠であることからがんがみ、教育職員の免許状(以下単に「免許状」という。)の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、当該改革を推進し、もつて日本国教育基本法(平成十九年法律第二百四十九号)に定める教育の目的の実現に資することを目的とする。</p> <p>(改革の基本理念)</p> <p>第二条 免許状の制度は、教育職員が高度の専門性と豊かな人間性が求められる職業であることを踏まえ、その養成の段階において、教育職員としての使命感を涵養しつつ、その職務をつかさどるために必要な資質及び能力を確実に修得させるとともに、実務に就いた後におりても、研究と修養の機会を十分に与え、その資質及び能力の一層の向上を図ることができるようにして、並びに教育職員の資格の付与等に関し国が果たすべき役割と責任を明確にすること等により、教育職員の資質及び能力を向上させる改革の実施時期</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念及び次条から第十一条までに定める方針に従つて免許状の種類及び授与権者等に係る改革を行い、平成二十二年度末までに、当該改革後の免許状の制度による免</p>	<p>許状の授与を開始するものとする。</p> <p>2 国は、前条の基本理念及び第十一條に定める方針に従つて十年ごとの講習の実施及びこれを修了しなかつた者の免許状の失効等に係る改革を行い、平成二十一年度からこれを実施するものとする。</p> <p>(教諭等の免許状と学校の種類)</p> <p>第四条 免許状の制度を子どもの発達段階に適切に対応したものとするため、教諭の普通免許状及び特別免許状、養護教諭の普通免許状、助教諭の臨時免許状並びに養護助教諭の臨時免許状は、初等教育諸学校(幼稚園及び小学校をいう。)、中等教育諸学校(中学校、高等学校及び中等教育学校をいう。以下同じ。)及び特別支援学校に区分して設けるものとする。</p> <p>(教諭の普通免許状)</p> <p>第五条 教諭の資質及び能力の向上を図るために、次に掲げる方針に基づき、教諭の普通免許状の制度を改めるものとする。</p> <p>一 教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分すること。</p> <p>二 教諭の専門免許状は、教諭として一般的に必要とされる資質及び能力の基礎の上に、教科指導、生活・進路指導等又は学校経営の各専門分野において、更に研究と修養を積み、資質及び能力を向上させた者に対して授与する免許状とすること。</p> <p>三 教諭の専門免許状は、次のイからハまでの要件を満たした者又はその者と同等の資質及び能力を有するかどうかを判定するための教育職員検定に合格した者に授与すること。</p> <p>イ 教諭の一般免許状を有すること。</p>



官 報 (号 外)

(十年ごとの講習の実施及びこれを修了しなかつた者の免許状の失効等)

第十一条 普通免許状(専門免許状を除く。)及び特別免許状については、次に掲げる方針に基づき、定期的に教育職員として必要な資質及び能力の向上を図るために制度を設けるものとする。

一 免許状は、原則として、十年ごとに、当該免許状を有する教育職員として特に必要とする知識及び技能に関する講習、模擬授業を中心とする演習等からなるおおむね百時間の講習を受講した上その修了の認定を受けない場合には、失効するものとすること。

二 前号の講習の修了の認定を受けないことによりその有する免許状が失効した者は、当該失効の後当該講習を受講した上その修了の認定を受けた場合には、新たな免許状の授与を受けることができるものとすること。

附 則

この法律は、日本国教育基本法の施行の日から施行する。

理 由

質の高い学校教育を実現するためには、高い資質及び能力を有する教育職員が学校教育に携わることが不可欠であることにかんがみ、日本国教育基本法に定める教育の目的の実現に資する教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、教育職員の免許状の制度を設めることにより、当該改

教育職員の資質及び能力の向上のための教

君外二名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、質の高い学校教育を実現するために、高い資質及び能力を有する教育職員が学校教育に携わることにかかる知識及び技能に関する講習、模擬授業を中心とする演習等からなるおおむね百時間の講習を受講した上その修了の認定を受けない場合には、失効するものとすること。

1 教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分すること。

2 教諭の専門免許状は、教諭として一般的に必要とされる資質及び能力の基礎の上に、教科指導、生活・進路指導等又は学校経営の各専門分野において、更に研究と修養を積み、資質及び能力を向上させた者に対して授与する免許状とすること。

3 教諭の一般免許状は、修士の学位を有し、かつ、教諭としての職務をつかさどるために必要な資質及び能力を修得するために必要と認められる一年間の教育実習その他の教科及び教職に関する科目の単位を教職大学院等において取得した者又はその者と同等の資質及び能力を有するかどうかを判定するための教育職員検定に合格した者に授与すること。

4 普通教育に関し国が最終的な責任を有することにかんがみ、普通免許状は、文部科学大臣が授与するものとすること。ただし、特別免許状及び臨時免許状は、都道府県知事が授

与するものとすること。

二 議案の否決理由

又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるとき、免許状を授与した者がその免許状を取り上げることができ制度を設けるものとする。

6 公立学校の教育職員が勤務実績が良くない場合又はその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職の処分を受けたときに、その免許状が失効する制度を設けるものとすること。

7 本法による改革前の制度に基づく免許状を有する者は、当分の間、当該免許状をもつて教育職員となることができるものとするとともに、本法による改革後の制度に基づく免許状(以下「新制度の免許状」という。)の授与を受けるように努めなければならないものとし、その者を任命する者等は、その者が新制度の免許状の授与を受けることができる機会を与えるように努めなければならないものとすること。

8 普通免許状(専門免許状を除く。)及び特別免許状については、原則として、十年ごとに、当該免許状を有する教育職員として特に必要とされる知識及び技能に関する講習、模擬授業を中心とする演習等からなるおおむね百時間の講習を受講した上その修了の認定を受けない場合には、失効するものとすること。

平成十九年五月十七日  
提出者  
衆議院議長 河野 洋平殿

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年四月十七日

牧 義夫 松本 大輔  
安住 淳外百六名  
賛成者

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 教育機関

第一節 教育機関の設置等(第二条~第七条)  
第二節 学校理事会(第八条)

## (号)外 報官

## 第三章 教育監査委員会(第九条—第二十七条)

## 第四章 雜則(第二十八条—第三十一条)

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、地方公共団体による教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関する機関(以下「教育機関」という。)の設置並びに学校理事会、教育監査委員会等に關し必要な事項を定め、もつて地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「教員」とは、教育公務員条例(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。

## 第二章 教育機関

## 第一節 教育機関の設置等

第三条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他必要な教育機関を設置することができるとする。

## (教育機関の職員)

第四条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員

員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、当該地方公

共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

4 地方公共団体は、その設置する学校の職員の任用に当たっては、相互に連携協力するよう努めるものとする。

(教諭等が行う児童等に対する指導が不適切である場合の措置)

第五条 地方公共団体の長は、その設置する学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(以下この条において「教諭等」という。)が行う児童、生徒又は幼児に対する指導が不適切であると認められる場合には、当該教諭等について、研修の実施、教諭等以外の職への異動その他その者が引き続き当該児童、生徒又は幼児に対する不適切な指導を行うことがないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体の長は、前項の措置のうち当該教諭等の教諭等以外の職への異動を行なうに当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地

2 前項の場合において、地方公共団体の長は、学校(大学を除く。第二十八条第三項及び第四項において同じ。)における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出させ、又は地方公共団体の長の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 地方公共団体の長は、前項第一号、第二号及び第四号に掲げる者について、学校理事会の構成員を任命するに当たっては、これらの号に掲げる者に係る団体その他の関係者の意向を考慮するものとする。

4 校長は、当該学校の運営に關し当該地方公共団体の規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校理事会の承認を得なければならぬ。

5 前項に定めるもののほか、校長は、次に掲げる事項について、学校理事会の承認を得なければならない。

一 当該学校の教育課程

二 当該学校の職員に關し第六条の規定により

校長が申し出る意見

三 その他当該地方公共団体の規則で定める事項

6 学校理事会は、当該学校の運営に關する事項について、校長に対して、報告を求めることができる。

7 学校理事会は、当該学校の運営に關する事項

しなければならない。

一 当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいふ。第十三条第五項及び第六項において同じ。)

二 当該学校の所在する地域の住民

三 当該学校の校長

四 当該学校の教員

五 教育に關し専門的な知識又は経験を有する者

六 その他地方公共団体の長が必要と認める者

七 事又は研修に關する意見を任命権者に對して申し出しができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

9	について、地方公共団体の長又は校長に対し意見を述べることができる。
8	地方公共団体の長又は校長は、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
9	学校理事会の構成員の任免の手続及び任期、学校理事会の議事の手続その他学校理事会の運営に関する必要な事項については、当該地方公共団体の規則で定める。
	第三章 教育監査委員会
	(設置)
	第九条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び教育に関する事務(大学及び私立学校に関する事務並びに宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第八十七条の二に規定する第一号法定受託事務を除く。以下同じ。)の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育監査委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。
	(権限)
	第十条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。
	一 当該地方公共団体の長が処理する教育に関する事務の実施状況に関し必要な評価及び監視を行うこと。
	二 前号の規定による評価又は監視(次条において「評価又は監視」という。)の結果に基づき、当該地方公共団体の長に対し、教育に関する事務の改善のために必要な勧告をすること。
	三 当該地方公共団体の長が処理する教育に関する事務に係る苦情の申出について必要なあつせんを行うこと。
	四 前三号に掲げるもののほか、法令に基づき
2	委員会に属させられた事務
2	委員会は、前項第二号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。
3	当該地方公共団体の長は、第一項第二号の規定による勧告に基づいてとった措置について委員会に報告しなければならない。この場合においては、委員会は、当該報告に係る事項を公表しなければならない。
4	委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。
	(資料の提出の要求等)
第十一條 委員会は、評価又は監視を行うため必要な範囲において、当該地方公共団体の長に対し資料の提出及び説明を求め、又はその業務について実地に調査することができる。	
2	委員会は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができない。
6	第一項若しくは第二項の規定による選挙が行われた場合、委員若しくは補充員の政党その他の政治団体の所属関係に異動があつた場合又は委員のいずれか若しくは補充員のいずれかが保護者でなくなった場合において前項の要件を満たさないこととなつたとき、及び第三項の規定により委員の補欠を行い、又は第二十二条第六項の規定により臨時に補充員を委員に充てたならば前項の要件を満たさないこととなる場合に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
7	委員又は補充員の選挙を行ふべき事由が生じたときは、委員長は、直ちにその旨を当該地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
	(解職請求)
第十三条 委員は、当該地方公共団体の長の被選舉權を有する者で、人格が高潔で、教育に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の議会においてこれを選舉する。	
2	議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちか
	(任期)
第十四条 委員の任期は、四年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。	
3	補充員の任期は、委員の任期による。
4	補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5	委員中に欠員があるときは、委員長は、補充員のうちからこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定めること。
4	次のいずれかに該当する者は、委員又は補充員となることができない。
一	破産者で復権を得ない者
二	禁錮以上の刑に処せられた者
5	委員又は補充員は、それぞれ、そのうちの半数以上が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならず、かつ、そのうちに保護者である者が含まれなければならない。
6	第一項若しくは第二項の規定による選挙が行われた場合、委員若しくは補充員の政党その他の政治団体の所属関係に異動があつた場合又は委員のいずれか若しくは補充員のいずれかが保護者でなくなった場合において前項の要件を満たさないこととなつたとき、及び第三項の規定により委員の補欠を行い、又は第二十二条第六項の規定により臨時に補充員を委員に充てたならば前項の要件を満たさないこととなる場合に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
7	委員又は補充員の選挙を行ふべき事由が生じたときは、委員長は、直ちにその旨を当該地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつたときは、委員長は、直ちにその旨を当該地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
2	委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。
	(解職請求)
第十七条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつたときは、委員長は、直ちにその旨を当該地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。	

官 報 (号 外)

- では、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。

2 地方自治法第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育監査委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律(平成十九年法律第 号)第十七条第一項の規定による教育監査委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。

(失職)

第十八条 委員は、次のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。

一 第十三条第四項各号のいずれかに該当するに至った場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

三 地方自治法第一百四十三条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

委員に対する地方自治法第一百八十条の五第七

- |            |   |  |
|------------|---|--|
|            | 号   | 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び同報告書   |
| 第十九条       | (退職)  | 項の規定の適用については、同項中「その選任権者」とあるのは、「教育監査委員会」とする。                            |
| 2          | 委員が退職しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。  |  |
| 2          | 委員長が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。   |  |
| 第二十条       | (服務)  | 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。                           |
| 2          | 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、委員会の許可を受けなければならぬ。   |  |
| 3          | 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。   |  |
| 4          | 委員は、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。(委員長等)  |  |
| 第二十一条      | 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。   |  |
| 2          | 委員長は、委員会の会務を總理し、委員会を代表する。   |  |
| 3          | 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。   |  |
| 4          | 委員会は、委員の互選をもつて、一人以上で条例で定める人数の常勤の委員を定めなければならない。  |  |
| (会議)       |   |  |
| 第二十二条      | 委員会の会議は、委員長が招集す   | る。委員から委員会の会議の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。                          |
| 2          | 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。   |  |
| 3          | 委員会の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを受け、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。  |  |
| 4          | 前二項の規定による会議若しくは議事又は第七項ただし書の発議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。  |  |
| 5          | 委員は、自己・配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。 |  |
| 6          | 前項の規定により委員の数が減少してその過半数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に關係のないものをもつて第十三条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならぬ。委員の事故により委員の数が過半数に達しないときも、同様とする。       |  |
| 7          | 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。   |  |
| 8          | 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。   |  |
| (抗告訴訟の取扱い) |   |  |
| 第二十六条      | (教育監査委員会規則の制定等)   | 第二十三条规定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律に定めるものほか、地方公務員法の定めるところによる。 |
| 2          | 教育監査委員会規則その他委員会の定める規程で公表をするものの公布に関し必要な事項は、教育監査委員会規則で定める。  |  |
| 2          | 教育監査委員会規則その他委員会の定める規程で公表をするもののほか、委員会に事務局を置く。  |  |
| 2          | 事務局に事務局長その他の職員を置く。  |  |
| 3          | 事務局長は、委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。  |  |
| 4          | 第二項に規定する職員は、委員会が任免する。   |  |
| 5          | 第二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。   |  |
| 5          | (事務局職員の身分取扱い)   |  |
| 第二十七条      | (教育監査委員会規則の制定等)   | 委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三           |

(号) 外 報 告

項に規定する裁決をいう。)に係る同法第十一條  
第一項(同法第三十八条第一項において準用す  
る場合を含む。)の規定による地方公共団体を被  
告とする訴訟について、当該地方公共団体を代  
表する。

第四章 雜則

(指導主事等)

第二十八条 都道府県に、指導主事を置く。

2 市町村に、指導主事を置くことができる。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校における

教育課程、学習指導その他学校教育に関する専

門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関する専門的事項について教養と経験があ

る者でなければならない。指導主事は、地方公

共団体が設置する学校の教員をもつて充てるこ

とができる。

5 前各項に定めるもののほか、指導主事に関し

必要な事項は、政令で定める。

6 地方公共団体の長は、その教育行政に関する  
相談に関する事務を行う職員を指定し、これを  
公表するものとする。  
(保健所との関係)

第二十九条 地方公共団体の長(その設置する学  
校の所在地その他当該学校の教育が行われる場  
所をその所管区域に含む保健所を設置しない地  
方公共団体の長に限る。)は、健康診断その他当  
該学校における保健に関し、政令で定めるところにより、当該保健所を設置する地方公共団体の  
長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生

に関する資料の提供その他学校における保健に  
関し、政令で定めるところにより、その所管区

域内にある学校を設置する地方公共団体の長

(当該保健所を設置する地方公共団体の長を除  
く。)に対し、助言と援助を与えるものとする。

(組合に関する特例)

第三十条 総務大臣は、教育に関する事務の全部  
又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置

について、地方自治法第二百八十四条第二項の  
許可の処分をする前に、文部科学大臣の意見を  
聴かなければならない。

2 地方公共団体が教育に関する事務の全部を処  
理する組合を設ける場合には、当該組合

を組織する地方公共団体には教育監査委員会を  
置かず、当該組合に教育監査委員会を置くもの  
とする。

3 地方公共団体が教育に関する事務の全部又は  
一部を処理する組合を設けようとする場合にお  
いて、当該地方公共団体に教育監査委員会が置  
かれているときは、当該地方公共団体の議会

は、地方自治法第二百九十条、第二百九十二条  
の十一、第二百九十五条の十四第五項又は第二  
百九十五条の十五第三項の議決をする前に、當  
該教育監査委員会の意見を聽かなければならな  
い。

4 教育に関する事務の一部を処理する地方公共  
団体の組合に置かれる教育監査委員会の委員

は、第十五条の規定にかかわらず、その組合を必  
要な事項を定める必要がある。これが、この法律

を提出する理由である。

5 前各項に定めるもののほか、教育に関する事  
務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組  
合の設置、解散その他の事項については、地方

自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で  
特別の定めをることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、市町  
村の廃置分合があった場合におけるこの法律の  
規定の適用の特例その他この法律の施行に関し  
必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十年四月一日から施行す  
る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の  
廃止)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(昭和三十一年法律第百六十二号)は、廃止す  
る。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に  
伴い必要な経過措置及び関係法律の整備につい  
ては、別に法律で定める。

(経過措置等)

4 地方公共団体の長は、その設置する学校  
の教諭等が行う児童生徒等に対する指導が  
不適切であると認められる場合には、当該

教諭等について、研修の実施、教諭等以外  
の職への異動その他その者が引き続き当該

児童生徒等に対する不適切な指導を行うこ  
とがないようにするために必要な措置を講  
ずることとする。

5 地方公共団体における教育行政の適正な運営の  
確保を図るため、地方公共団体による教育機関の  
設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必  
要な事項を定める必要がある。これが、この法律

を提出する理由である。

6 地方公共団体が設置する学校(大学及び高  
等専門学校を除く。)には、当該学校の運営に  
関する重要事項を協議する機関として、学校  
理事会を置かなければならないものとするこ  
と。

地方教育行政の適正な運営の確保に関する  
法律案(牧義夫君外二名提出)に関する報告  
書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方公共団体における教育行政の適  
正な運営の確保を図るため、地方公共団体によ  
る教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委  
員会等に関し必要な事項を定めようとするもの  
で、その主な内容は次のとおりである。

1 教育機関の設置等

(一) 地方公共団体は、法律で定めるところに  
より、学校、図書館、博物館、公民館等の  
教育機関を設置するほか、条例で、教育に  
関する専門的、技術的事項の研究又は教育  
関係職員の研修等に関する施設その他の必  
要な教育機関を設置することができるもの  
とする。

2 地方公共団体の長は、その設置する学校  
の教諭等が行う児童生徒等に対する指導が  
不適切であると認められる場合には、当該

教諭等について、研修の実施、教諭等以外  
の職への異動その他その者が引き続き当該

児童生徒等に対する不適切な指導を行うこ  
とがないようにするために必要な措置を講  
ずることとする。

3 地方公共団体における教育行政の適正な運営の  
確保を図るため、地方公共団体による教育機関の  
設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必  
要な事項を定める必要がある。これが、この法律

を提出する理由である。

4 地方公共団体が設置する学校(大学及び高  
等専門学校を除く。)には、当該学校の運営に  
関する重要事項を協議する機関として、学校  
理事会を置かなければならないものとするこ  
と。

## 3 教育監査委員会

都道府県、市町村等に、当該地方公共団体の長が処理する教育に関する事務の実施状況に関し必要な評価及び監視等を行う教育監査委員会を設置するものとすること。

## 4 指導主事

学校における教育課程、学習指導等学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事を、都道府県には置くものとし、市町村には置くことができるものとすること。

## 5 施行期日等

(一) この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。

(二) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律は廃止するものとすること。そのほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定めるものとすること。

## 二 議案の否決理由

地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めようとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月十七日

教育再生に関する特別委員長 保利 耕輔  
衆議院議長 河野 洋平殿

## 官 報 (号外)

## 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年四月十七日

提出者

笠 浩史

藤村 修

高井 美穂

安住 淳外百六名

## 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律

## (目的)

第一条 この法律は、学校教育の環境の整備に関する法律を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進し、もつて教育の振興に資することを目的とする。

## (国の責務)

第四条 国は、前条に定める学校教育の環境の整備の基本方針(次条において「基本方針」という。)に基づき、学校教育の環境の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、学校教育の環境の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (学校教育環境整備指針)

第一条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

## (学校教育の環境の整備の基本方針)

第二条 学校教育の環境の整備は、学校の児童、生徒、学生及び幼稚(第七号において「児童生徒等」という。)がその発達段階及びそれぞれの状況に応じた適切かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、次に掲げる事項を確保することを旨として、行われなければならない。

## (学校教育環境整備指針)

第六条 政府は、日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)第十九条第一項の教育の振興に関する基本的な計画の一部として、学校教育環境整備指針(以下「整備指針」という。)を定めなければならない。

一 多様な教育の機会を提供すること。

二 よりきめ細かな教育指導を実現するための諸条件を整備すること。

三 安全かつ快適な学校教育を実現するための諸条件を整備すること。

四 安全かつ容易な通学のための諸条件を整備すること。

五 心身の健康、進学、職業選択等に関する相談体制を充実させること。

六 情報化、国際化等社会の変化に対応した教育を充実させること。

七 障がいを有する児童生徒等については、共に学ぶ機会の確保に配慮しつつ、その特別な状況に応じた教育を充実させること。

八 障がいを有する児童生徒等のために、整備指針の見直しを行ふものとする。

## (学校教育環境整備計画)

第七条 地方公共団体は、整備指針を勘案し、日本国教育基本法第十九条第四項の地域の教育の振興に関する具体的な計画の一部として、学校教育環境整備計画(以下「整備計画」という。)を定めなければならない。

2 整備計画においては、当該地方公共団体が設置する学校の種類ごとに、前条第二項各号に掲げる項目について、目標水準、その達成の目標年次その他必要な事項を定めるものとする。

3 地方公共団体は、地域の教育を取り巻く状況の変化を勘案し、少なくとも五年ごとに、整備計画の見直しを行うものとする。

## (財政上の措置等)

第八条 国は、日本国教育基本法第十九条第二項の教育に関する国の予算の確保及び充実の目標を踏まえ、整備指針を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、日本国教育基本法第十九条

官報(号外)

<p><b>第五項の教育に関する当該地方公共団体の予算の確保及び充実の目標を踏まえ、整備計画を達成するため、自らも必要な財源を確保する等必要な措置を講じなければならない。</b></p> <p><b>附則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p>1 この法律は、日本国教育基本法の施行の日から施行する。</p> <p>(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)</p> <p>2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。</p> <p>第五十六条第三項を削る。</p>	
<p><b>理由</b></p> <p>教育の振興に資するため、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	
<p><b>官</b></p> <p>国及び地方公共団体の責務</p> <p>(以下「基本方針」という。)に基づき、学校教育の環境の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとすること。また、地方公共団体は、基本方針に基づき、学校教育の環境の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとすること。</p> <p>3 学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画</p> <p>政府は、日本国教育基本法に定める教育の振興に関する基本的な計画の一部として、学校教育環境整備指針(以下「整備指針」という)を定めなければならないものとし、整備指針においては、学校的種類ごとに、教員の配置、学級編制等の事項について、目標水準、その達成の目標年次等必要な事項を定め</p>	
<p><b>もに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進することであり、その主な内容は次のとおりである。</b></p> <p>1 学校教育の環境の整備の基本方針</p> <p>学校教育の環境の整備は、学校の児童生徒等がその発達段階及びそれぞれの状況に応じた適かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、多様な教育機会の提供、よりきめ細かな教育指導を実現するための諸条件の整備等の事項を確保することを旨として、行われなければならないものとすること。</p> <p>2 国及び地方公共団体の責務</p> <p>(以下「基本方針」という。)に基づき、学校教育の環境の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとすること。また、地方公共団体は、基本方針に基づき、学校教育の環境の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとすること。</p> <p>二 議案の否決理由</p> <p>教育の振興に資するため、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進するものとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。</p> <p>右報告する。</p>	
<p>平成十九年五月十七日</p> <p>衆議院議長 河野 洋平殿</p> <p>教育再生に関する特別委員長 保利 耕輔</p> <p>附則</p>	



の八を「百二十一」条とし、第七十条の七を「百二十」条とし、第七十条の六を「百十九」条とする。

第七十条の五中「第四十七条」を「第五十七条」に改め、同条を「百十八」条とする。

第七十条の四を「百十七」条とし、第七十条の三を「百十六」条とする。

第七十条の二に次の二項を加える。

高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第七十条の二を「百十五」条とする。

第五章の二を「第十」章とする。

第七十条中「第二十八条第九項」を「第三十七条第九項」に、「第五十条第五項」を「第六十条第五項」に改め、「これを」を削り、第五章中同条を「百十四」条とする。

第六十九条の六中「第六十条」を「九十四条」に改め、同条第二号中「第六十九条の四第三項」を「百十一条第三項」に改め、同条を「百十二」条とし、同条の次に次の二項を加える。

第一百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第六十九条の五を「百十一」条とし、第六十九条の四を「百十条」とし、第六十九条の三を「百九」条とする。

第六十九条の二第一項中「第五十二条に掲げる」を「第八十三条第一項に規定する」に、「おもな」を「主な」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に、「第五十五条第一項」を「第八十

七条第一項」に改め、同条第四項中「第五十三条」を「第八十五条」に、「第五十四条」を「第八十六条」に改め、同条第七項中「第五十二条」を「第八十三条」に改め、同条第八項中「第六十二条」を「第九十七条」に改め、同条を「百八」条とする。

第六十九条を「百七」条とし、第六十八条の三を「百六」条とする。

第六十八条の二第一項中「第六十九条の二第二項」を「百八条第二項」に改め、同条第五項中「第六十条」を「九十四条」に改め、同条を「百四」条とする。

五百四条とし、同条の次に次の二項を加える。

第五十五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第六十八条中「第五十三条」を「八十五条」に改め、同条を「百三」条とする。

第六十九条を「百三」条とする。

第五十五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第五十二条を「八十三」条とする。

第五章を「九」章とし、同章の前に次の二章を加える。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行ふほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十条第一項に規定する児童、児童又は生徒の教育に関するものを就学させるに必要な特別支援学

八十七条第二項」に改め、同条を「八十九」条とする。

第五十五条の二を「八十八」条とし、第五十三条から第五十五条までを三十二条ずつ繰り下げ、第五十二条の二を「八十四」条とする。

第五十二条に次の二項を加える。

大學は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第五十二条を「八十三」条とする。

第五章を「九」章とし、同章の前に次の二章を加える。

第八章 特別支援教育

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容 小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学

校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号の

定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。  
第四章の二中第五十一条の十を第七十一条とする。

行われる普通教育」に、「に、第三十六条各号」

第二十八条第三項から第十二項まで及び第三十九条を「第三十条第二項、第三十一条、第三十二条、第三十七条第三項から第十二項まで及び第四十二条から第四十四条までに改め、「こ

他教育上特別の支援を必要とする児童、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第五十一条の九第一項中「第十八条の二、第三十一条、第二十八条第三項から第十二項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項」を第三十条第二項、第三十一条、第三十二条第三項から第十二項まで、第三十七条第三項から第十二項まで、第三

り、「第五十二条の二に掲げる」を「第六十三条に規定する」に改め、「発達」の下に「及び進路を加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に、「に、第五十二条の三各号」を「第六十四条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行われるものとする」に改め、同条を第六十七条とする。

れを」を削り、「第十八条の二中「前条各号」を  
「第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一  
条」と、第三十一条中「前条第一項」に、「「第  
四十二条各号」を「第五十二条」に改め、第四章  
中同条を第六十二条とする。

ができる。

百

三 身體虛弱者  
四 弱視者  
五 難聽者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの  
前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

各号」を「第六十四条」に改め、同条第二項中「第四十四条」を「第五十三条」に、「第四十五条」を「第五十四条」に、「第五十一条の四」を「第六十五条」に、「第五十一条の五」を「第六十六条」に改め、同条を第七十条とする。

第四十三条中「教科」を「教育課程」に改め、「規定」の下に「及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定」を加え、「これを」を削り、同条を第五十五条とする。

第四十二条中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「ために」を

第三十九条 第二十六条 第二十七条 第三十一条  
一条(第四十九条及び第六十二条において読  
み替へ)三三三、二の場合は、第三十二

第五十一条の七中「教科」を「教育課程」に  
「第五十二条の二、第五十二条の三」を「第六十  
三条、第六十四条」に改め、「規定」の下に「並び

る」を「社会の發展に寄与する態度を養う」に改め、同条を第六十四条とする。

条、第三十四条(第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第三十六条、第三十七条(第二十八条 第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規

に第七十条第一項において読み替えて準用する  
第三十条第二項の規定」を加え、「これを」を  
削り、同条を第六十八条とする。

加え、「中等普通教育並びに高等普通教育」を「義務教育」として行われる普通教育並びに高度な普通教育」に改め、同条を第六十三条とする。

おける教育」を「義務教育として行われる普通教育」に、「さらに」を「更に」に改め、「発展拡充させて」の下に、「豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い」を加え、「有為な」を削り、同条第二号中「果さなければ」を「果たさなければ」に、「基きを「基づき」に、「技能に習熟させる」

官 報 (号 外)

官報(号外)

を「知識、技術及び技能を習得させる」に改め、同条第三号中「社会」を「個性の確立に努める」とともに、「社会」に、「個性の確立に努める」を「社会の発展に寄与する態度を養う」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十一条中「発達」の下に「及び進路」を加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に改め、同条を第五十条とする。

第四章を第六章とする。

第四十条中「第十八条の二、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条」を「第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条まで」に改め、「これ」を削り、「第十八条の二中「前条各号」」を「第三十一条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条六条各号」」を「第四十六条」に改め、第三章中同条を第四十九条とする。

第三十九条を削る。

第三十八条中「教科」を「教育課程」に、「第三十五条及び第三十六条」を「第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項」に改め、「これを」を削り、同条を第四十八条とする。

第三十七条を第四十七条とする。

第三十六条中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「に、次の各号」を「第二十一条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「達成するよう行われるものとする」に改め、「これを」を削る。

四十六条とする。

第三十五条中「中等普通教育」を「義務教育」として行われる普通教育に改め、同条を第四十一条とする。

第三章を第五章とする。

第二章中第三十四条を第四十四条とする。

第三十三条を削り、第三十二条を第四十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第三十一條第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、同条を第四十条とする。

第三十条を第三十九条とし、第二十九条を第三十八条とする。

第二十八条第二項中「前項」の下に「に規定するもの」を加え、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十七条中「子女」を「子」に改め、「これを」を削り、同条を第三十六条とする。

第二十六条を第三十五条とし、第二十二条から第二十五条までを削り、第二十一条を第三十一条とする。

第二十条中「教科」を「教育課程」に、「第十七

条」を「第二十九条」に、「第十八条」を「第三十条」に改め、「これを」を削り、同条を第三十一条とする。

第十九条を第三十二条とする。

第三十五条中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「に、次の各号」を「第二十一条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「達成するよう行われるものとする」に改め、「これを」を削る。

第二十七条中「子女」を「子」に改め、「これを」を削り、同条を第三十六条とする。

第二十六条を第三十五条とし、第二十二条から第二十五条までを削り、第二十一条を第三十一条とする。

第二十条中「教科」を「教育課程」に、「第十七

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間ににおいて当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学部に就学させる義務を負う。

前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えないこ

**第二十条** 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

**第二十一条** 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公

正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正

しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

**第二十二条** 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

**第二十三条** 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するための教育を行なはか、幼稚期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者から行なうなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

**第二十四条** 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行なはか、幼稚期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者から行なうなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

**第二十五条** 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

**第二十六条** 幼稚園に入園するとのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

**第二十七条** 幼稚園には、園長、教頭及び教諭

一 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通して、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

六 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

七 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

八 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

九 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

十 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

十一 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

十二 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

十三 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

を置かなければならぬ。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

幼稚園には、前項に規定するもののほか、園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

幼稚園には、前項に規定するもののほか、園長は、園務を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼稚園の保育をつかさどる。



## (教育公務員特例法の一部改正)

第四条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「教頭」を「副校長(副園長を含む。以下同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第二十三条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」に改める。

第二十六条第一項中「小学校等」の下に「主幹教諭、指導教諭」を、「栄養教諭又は講師」の下に「(以下「主幹教諭等」という。)」を加え、同項第一号中「教諭又は」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は」に改め、「規定する教諭の専修免許状、」の下に「養護をつかさどる主幹教諭又は」を、「養護教諭の専修免許状」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。」、指導教諭、教諭又は」を加え、同条第二項中「教諭、養護教諭又は」を、「養護教諭の専修免許状」に改める。

第二十七条第一項及び第二十八条中「教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師」を「主幹教諭等」に改める。

## (教育職員免許法の一部改正)

第五条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「いう。」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

第三条第二項中「講師については、前項の規定にかかわらず、」を「前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及び指導教諭」に改める。

第六条の四第一項を「前条第一項」に改め、「前期課程の」及び「中学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加え、同項ただし書中「中学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加え、「それぞれ

つたさどる主幹教諭を除く。」及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者

を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管

理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については「(こ

れに)」を「それぞれ」に改め、同条第三項中「養

護教諭」を「養護又は栄養の指導及び管理をつか

さどる主幹教諭、養護教諭」に「及び」を「並び

に」に改め、同条第四項中「養護教諭」を「養護又

は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、

並びに」に改める。

第九条の二中「講師については、」を「主幹教諭

(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及び指導教諭」に改める。

附則第十六項中「各部の」の下に「主幹教諭(養

護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教

諭を除く。)、指導教諭」を加える。

附則第十七項中「担任する」の下に「主幹教

諭、指導教諭」を加える。

附則第十八項中「のうち」の下に「栄養の指導

及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加

え、「及び教育委員会」を「並びに教育委員会」に

改める。

別表第三第三欄中「当該学校の」の下に「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭若しくは」を加える。

「特別支援学校」に改め、同条第二項本文中「第十六条の四第一項」を「前条第一項」に改め、「前

期課程の」及び「中学部の」の下に「主幹教諭、指

導教諭」を加え、「それぞれ

つたさどる主幹教諭を除く。」及び指導教諭

を「特別支援学校」に改める。

第十七条の二及び第十七条の三中「教諭又は」を「主幹教諭、指導教諭、教諭又は」に改める。

附則第二項中「及び教諭」を「及び主幹教諭、指

導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教

諭等」という。)に、「教諭が」を「主幹教諭等が

に、「教諭は、第三条第一項」を「主幹教諭等

は、第三条第一項及び第二項」に改める。

附則第十五項中「以上」及び「限る。」で「の下に

「養護をつかさどる主幹教諭又は」を加える。

附則第十六項中「各部の」の下に「主幹教諭(養

護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教

諭を除く。)、指導教諭」を加える。

附則第十七項中「担任する」の下に「主幹教

諭、指導教諭」を加える。

附則第十八項中「のうち」の下に「栄養の指導

及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加

え、「及び教育委員会」を「並びに教育委員会」に

改める。

別表第三第三欄中「当該学校の」の下に「主幹

教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさど

る主幹教諭を除く。)、指導教諭若しくは」を加

える。

別表第六第三欄中「取得した後」の下に「養護をつかさどる主幹教諭」を加え、同表備考第

四号中「第三欄の」の下に「養護をつかさどる主幹教諭」を加える。

別表第六の二第三欄中「取得した後」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は」を加える。

別表第八第三欄中「教諭」を「主幹教諭(養護又

は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭」に改める。

第六条 学校図書館法(昭和二十八年法律第一百八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条 学校図書館法(昭和二十八年法律第一百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「教諭」を「主幹教諭(養護又

は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項にお

いて「主幹教諭等」という。)に、「当該教諭」を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項にお

いて「主幹教諭等」という。)に、「当該主幹教諭等」に改める。

第七条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教

諭、指導教諭」に改め、同条第一号中「ある者に限る。」の下に「副校長(本務として定時制

の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。)を、「整理する者に限る。」の

下に「主幹教諭(本務として定時制の課程若し

くは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。」、指導教諭(本務とし定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。)」を加える。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第八条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「校長」の下に「副校長」を、「又は」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第九条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「教頭」を「副校長(副園長を含む)、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、「うち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正)

第十条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教

育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第百四十五号)の一部を次のようにより改正する。

第二条第二項中「教頭の数」を「副校長及び教頭の数」に、「特別支援学校教頭標準定数」を「特別支援学校教頭等標準定数」に改め、「」との下に「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く)、指導教諭、指導教諭」に改める。

第三条第一号中「を担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭」に改める。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第三条第一号中「を担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「校長」の下に「副校長」を、「する」の下に「主幹教諭、指導教諭」を、「うち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

第七条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く)、指導教諭」に改め、同条第三項中「教頭の数」を「副校長及び教頭の数」に、「小中学校等教頭標準定数」を「小中学校等教頭等標準定数」に改め、「とし」の下に「主幹教諭、養護教諭及び」に改める。

第十条中「養護教諭及び」を「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律

手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「含む」の下に「次条第一項において同じ」を加え、「教頭」を「副校長(副園長を含む)、同項において同じ」、「教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第三条第一項中「校長」の下に「副校長」を加える。

第二条第二項中「校長」の下に「副校長」を加える。

第十七条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第十二条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第十二条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数に関する法律(昭和三十六年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第九条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第十五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加える。

第七十九条中「第六十九条の三第二項」を「第一百八十九条」に改める。

第二十二条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第二十三条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律

第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「含む」の下に「次条第一項において同じ」を加え、「教頭」を「副校長(副園長を含む)、同項において同じ」、「教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第三条第一項中「校長」の下に「副校長」を加える。

第二条第二項中「校長」の下に「副校長」を加える。

第十四条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加える。

第七十九条中「第六十九条の三第二項」を「第一百八十九条」に改める。

第二十二条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第二十三条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

二 附則第五十二条の規定 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 理容師法等の一部改正(理容師法等の一部改正)

四 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

五 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

六 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

七 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

八 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

九 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十一 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十二 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十三 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十四 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十五 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十六 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十七 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十八 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

十九 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十一 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十二 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十三 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十四 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十五 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十六 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十七 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十八 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

二十九 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

三十 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

三十一 第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

「附則第三条」に改める。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第四十三条

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第四十四条规定

三 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)附則第十六項

四 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)附則第十項

五 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

六 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

七 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

八 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

九 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十一 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十二 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十三 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十四 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十五 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十六 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十七 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十八 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

十九 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十一 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十二 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十三 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十四 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十五 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十六 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十七 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十八 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

二十九 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

三十 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

三十一 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項

第三条第一項各号及び附則第三項

四 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百五十五号)第五条各号並びに附則第二項及び第三項

五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二条第五項

六 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号及び附則第四項

七 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第一条及び附則第六項

八 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十二条第一号、第十二条第二号及び附則第六項

九 植物病害防除法(昭和四十年法律第百三十九号)第十二条第一項及び附則第十一項

十 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号及び附則第五項

十一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三十九条第一号及び第三号

十二 教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第十二条第三項の表第十七号)

十三 痘瘍放射線技師法等の一部改正(瘡瘍放射線技師法等の一部改正)

十四 臨床工学校士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第四条

十五 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第十四条第一号及び附則第三条

十六 痘瘍放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

十七 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

十八 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

十九 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十一 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十二 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十三 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十四 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十五 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十六 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十七 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十八 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二十九 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

三十 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

三十一 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

三十二 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

三十三 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

三十四 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

三十五 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第六条

三 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号及び附則第四項

四 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十二条第一号及び附則第六項

五 植物病害防除法(昭和四十年法律第百三十九号)第十二条第一項及び附則第十一項

六 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十二条第一号、第十二条第二号及び附則第六項

七 教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第十二条第三項の表第十七号)

八 痘瘍放射線技師法等の一部改正(瘡瘍放射線技師法等の一部改正)

九 臨床工学校士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第四条

十 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第十四条第一号及び附則第三条

十一 診療放射線技師法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号及び附則第三条

十二 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正する法律(平成十九年法律第百三十九号)第十二条第一号及び附則第六項

十三 中社会福祉士及び介護福祉士法第四十条の改正規定

官 報 (号 外)

(特別支援学校への就学奨励に関する法律等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「第二十二条第一項」を「第十六条」に改める。

一 特別支援学校への就学奨励に関する法律  
(昭和二十九年法律第百四十四号)第二十二条第一項

二 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)

第六条第二項及び第七条第二項

三 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)第五条第二項

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正)

第十条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十七条)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第十八条中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

第十八条の二第一項及び第二項中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(栄養士法の一部改正)

第十三条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五条)の一部を次のように改正する。

第五条の三第四号中「第八十二条の二」を「第十四条」に改める。

第五条の三第四号中「第八十二条の二」を「第十六条」に改める。

百二十四条に、「第八十三条」を「第一百三十四条」に改める。

(船員職業安定法の一部改正)

第十二条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二号中「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に改める。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

第十三条 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教科課程」を「教育課程」に改める。

(少年法の一部改正)

第十四条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第五号中「第九十条」を「第一百四十四条」に、「第九十一条」を「第一百四十五条」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第十五条 教育公務員特例法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「設置する大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条第一項中「定める」の下に「幼稚園」を「若しくは中学校」に改める。

第五条の三第四号中「第八十二条の二」を「第十六条」に改める。

第五条の三第四号中「第八十二条の二」を「第十七条」に改める。

平成十九年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

学校教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書

加え、「特別支援学校及び幼稚園(以下学校)を」及び特別支援学校(以下「学校」)に、「教員」を「教員」に改め、同条第四項中「第七十一条」を「第七十二条」に改める。

(船員職業安定法の一部改正)

第十二条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二号中「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に改める。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

第十三条 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教科課程」を「教育課程」に改める。

(少年法の一部改正)

第十四条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第五号中「第九十条」を「第一百四十四条」に、「第九十一条」を「第一百四十五条」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第十五条 教育公務員特例法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「設置する大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条第一項中「定める」の下に「幼稚園」を「若しくは中学校」に改める。

第五条の三第四号中「第八十二条の二」を「第十六条」に改める。

第五条の三第四号中「第八十二条の二」を「第十七条」に改める。

第十七条の三中「のほか」の下に「幼稚園」を加え、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

(船員職業安定法の一部改正)

第十二条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二号中「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に改める。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

第十三条 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教科課程」を「教育課程」に改める。

(少年法の一部改正)

第十四条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第五号中「第九十条」を「第一百四十四条」に、「第九十一条」を「第一百四十五条」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第十五条 教育公務員特例法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「設置する大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条第一項中「定める」の下に「幼稚園」を「若しくは中学校」に改める。

第五条の三第四号中「第八十二条の二」を「第十六条」に改める。

第五条の三第四号中「第八十二条の二」を「第十七条」に改める。

## (社会教育法の一部改正)

第十七条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「公立大学法人をいう。」

の下に「以下この項及び」を加え、「大学以外」を高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外に改める。

第四十八条第一項中「公立大学法人が設置する大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第四十九条第一項中「第四十五条、第五十一条の九第一項、第五十二条の二及び第七十六条」を「第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条」に改める。

## (私立学校法の一部改正)

第十八条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八十二条の二」を「第一百四十二条」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表第二号中「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第一百三十四条第一項」に改める。

第二十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七条)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第五十七条第一項」を「第九十一条第二項」に改める。

第七条第二項中「学校教育法第六十八条の二」

第一項を「第一百四条第一項」に改め、同条第三項中「第六十八条の二第一項」を「第一百四条第一項」に改める。

第八条第一項第一号中「第六十八条の二第四项第二号」を「第一百四条第四项第二号」に改め

別表第八中 小学校教諭二種免許状

小学校教諭		幼稚園教諭		専修免許状	
二種免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状
六	三	五	三	四五	一五
四五	二六	四五	四一	六	三
六	三	五	三	六	三
六	三	五	三	六	三
六	三	五	三	六	三
六	三	五	三	六	三

別表第六備考第四号中「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。

別表第七第二欄中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改め、同表第三欄中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「中等教育学校又は幼稚園」を「又は中等教育学校」に改める。

表幼稚園教諭の項を削る。

別表第六備考第四号中「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。

小学校教諭二種免許状		幼稚園教諭二種免許状		中学校教諭普通免許状	
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状
三	三	三	三	三	三
一二	一三	一二	一二	一二	一二

を表幼稚園教諭二種免許状の項を削る。



第十三条第三項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同条第五項ただし書中「第一百七条」を「附則第九条」に改める。

第十八条第一項中「第一百七条」を「附則第九条」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号口中「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第一百二十四条」に改める。

第九条第一項第二号中「第七十二条」を「第七十六条」に改める。

第三十三条 学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「改正後の」及び「以下この条において「新法」という。」を削り、「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に、「新法」を「同法」に、「第八十二条の八第一項」を「第一百三十条第一項」に改め、同条第二項中「第八十三条规定」を「第一百三十四条第一項」に改める。

第三十四条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第九条中「にある」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に改める。

第十二条第一項中「第六十五条第二項」を「第九十五条」に改める。

附則第二条第一項中「第一百二条第一項」を「附則第六条」に改める。

第十二条第一項中「第六十条の二」を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第一百二十四条」に改める。

(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法の一部改正)

第三十五条 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十年法律第七十二条)の一部を次のように改正する。

第三十六条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 第二条第一項中「第六十条の二」を「第一百二十四条」に、「第八十二条の三第一項」を「第一百二十四条」に、「第八十二条の三第一項」を「第一百二十四条」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十四条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第四十九条」に、「第五十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第五十五条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第七十六条」を「第八十二条」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第六十九条の四第三項」を「第九十九条第三項」に改める。

別表第一第九号イ中「第一百一条第一項」を「附則第六条」に、「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第一百二十四条」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第三十八条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条 第二条第一項中「第六十九条の四第四項」を「第一百十条第四項」に改め、同条第一項中「第六十九条の三第二項」を「第一百九条第一項」に改め、同条第二項中「第六十九条の四第四項」を「第一百十条第四項」に改める。

第四十一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 第二条第一項中「第六十条の二」を「第九十五条」に、「第一百二条第一項」を「附則第六条」に改める。

第四十四条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十五条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十六条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十七条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十八条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第七十六条」を「第八十二条」に改める。

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六十五条第二項」を「第九十五条」に改める。

第五条第一項中「第六十九条の四第三項」を「第九十九条第三項」に改める。

別表第一第九号イ中「第一百一条第一項」を「附則第六条」に、「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第一百二十四条」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第三十八条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条 第二条第一項中「第六十条の二」を「第九十五条」に、「第一百二条第一項」を「附則第六条」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十四条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十五条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十六条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十七条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十八条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十九条 第二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第七十六条」を「第八十二条」に改める。

官報(号外)

十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条を「第四十四条(第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条)に、「第四十五条第三項(第五十一条の九第一項)を「第五十四条第三項(第七十条第一項)に、「第七十条の十」を「第一百二十三条」に改める。

第十三条第一項中「第一百二条第一項」を「附則第六条」に、「第三十四条(第四十条、第五十一条、第五十二条、第七十六条第一項、第七十六条及び第八十二条)を「第四十四条(第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条)に、「第四十五条第三項(第五十一条の九第一項)を「第五十四条第三項(第七十条第一項)に改める。

(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一  
部改正)

第四十四条 独立行政法人大学評価・学位授与機  
構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のよう  
に改正する。  
第三条及び第十六条第一項第二号中「第六十  
八条の二第四項」を「第一百四条第四項」に改  
めよう。改定する。

八条の二第四項」を「第一百四条第四項」に改  
めよう。改定する。

八条の二第四項」を「第一百四条第四項」に改  
めよう。改定する。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一  
部改正)

第四十五条 裁判員の参加する刑事裁判に関する  
法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次の  
ように改定する。

第十六条第三号中「第八十二条の二又は第八  
十三条」を「第一百二十四条又は第一百三十四条」に  
改めよう。

(薬剤師法の一部を改正する法律の一  
部改正)

第十六条第三号中「第八十二条の二又は第八  
十三条」を「第一百二十四条又は第一百三十四条」に  
改めよう。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合  
的な提供の推進に関する法律の一  
部改正)

第四十九条 就学前の子どもに関する教育、保育  
等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十  
八年法律第七十七号)の一部を次のように改正  
する。

(国立大学法人法の一部改正)

第四十三条 国立大学法人法(平成十五年法律第  
一百二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第五十八条第三項」を「第  
九十二条第三項」に改める。

第二十三条中「小学校」を「幼稚園、小学校」に  
改め、「幼稚園」を削る。

別表第一の備考第一号中「第六十八条」を「第  
百三十三条」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律の一  
部改正)

第四十七条 学校教育法の一部を改正する法律  
(平成十七年法律第八十三号)の一部を次のよう  
に改定する。  
附則第二条第一号中「第六十八条の三」を「第  
一百六条」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一  
部改正)

第四十八条 国家公務員の留学費用の償還に関する  
法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次の  
ように改定する。

第二条第二項中「第六十八条の二第四項第二  
号」を「第一百四条第四項第二号」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合  
的な提供の推進に関する法律の一  
部改正)

第四十九条 就学前の子どもに関する教育、保育  
等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十  
八年法律第七十七号)の一部を次のように改正  
する。

(薬剤師法の一部を改正する法律の一  
部改正)

第五十条 就学前の子どもに関する教育、保育等  
の総合的な提供の推進に関する法律の一部を次  
のように改定する。

第十二条中「第二十七条第三項及び第四項」を  
「第二十七条第四項から第七項まで及び第十一  
項」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第五十一条 学校教育法等の一部を改正する法律  
(平成十八年法律第八十号)の一部を次のよう  
に改定する。  
附則第八条第三項中「小学校」を「幼稚園、小  
学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等  
学校」に改める。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一  
部改正)

第五十二条 国家公務員の自己啓発等休業に関する  
法律の一部を次のように改定する。

第一条第三項中「第五十二条」を「第八十三条」  
に、「第五十七条」を「第九十一条」に、「第六十  
二条」を「第九十七条」に、「第六十八条の二第四  
項第二号」を「第一百四条第四項第二号」に改め  
る。

(国民年金事業等の運営の改善のための国民年  
金法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第五十三条 国民年金事業等の運営の改善のため  
ばならない」を「努めるものとする」に改める。

第五十条 就学前の子どもに関する教育、保育等  
の総合的な提供の推進に関する法律の一部を次  
のように改定する。

第十二条中「第二十七条第三項及び第四項」を  
「第二十七条第四項から第七項まで及び第十一  
項」に改める。

官報(号外)		の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改する。する。
議案の目的及び要旨		第三条のうち国民年金法第百九条の二を同法第百九条の四とし、同法第百九条の二第一項に係る部分に限る。)中「第五十二条」を「第八十三条」に改める。
<b>学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書</b>		
<b>一 議案の目的及び要旨</b>		
1	本案は、学校教育の充実を図るため、義務教育として行われる普通教育の目標を定めるとともに、学校の種類ごとの目的等に係る規定を整備するほか、学校の運営及び指導体制の充実を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。	第三条のうち国民年金法第百九条の二を同法第百九条の四とし、同法第百九条の二第一項に係る部分に限る。)中「第五十二条」を「第八十三条」に改める。
2	1 学校の種類ごとの目的及び教育の目標の改正等	第五十四条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六条)の一部を次のように改正する。
3	(一) 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法が規定する義務教育の目的を実現するため、本法に定める義務教育の目標を達成するよう行われるものとすること。 (二) 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とすること。幼稚園における教育は、幼稚園の目的を実現するため、本法に定める目標を達成するよう行われるものとすること。	第四条第七号中「初等中等教育」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、同条第十二号中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。
4	2 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校についても、教育の目標等について、所要の改正を行うものとすること。	第五十四条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六条)の一部を次のように改正する。
5	六 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、教育水準の向上に努めるとともに、保護者及び地域住民等との連携及び協力を推進するため、当該学校に関する情報を積極的に提供するものとすること。	第六条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の運営及び指導体制の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を新たに置くことができることとする等のものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
6	3 施行期日	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、副校長その他の職の創設に関する事項は、平成二十年四月一日から施行すること。
<b>二 議案の可決理由</b>		
7	本案は、学校教育の充実を図るため、義務教育として行われる普通教育の目標を定めるとともに、学校の種類ごとの目的等に係る規定を整備するほか、学校の運営及び指導体制の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を新たに置くことができることとする等のものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。	四 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。中学校における教育は、中学校の目的を実現するため、本法に定める義務教育の目標を達成するよう行われるものとする。
8	なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。	五 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校についても、教育の目標等について、所要の改正を行うものとすること。
9	右報告する。	六 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の運営及び指導体制の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を新たに置くことができることとする等のものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
10	平成十九年五月十七日	七 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対する修了の証明書を交付することができるものとすること。
11	平成十九年五月十七日	八 副校長その他の職の創設副校長、主幹教諭及び指導教諭の職務について定めるとともに、これらを幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことができるものとすること。
12	衆議院議長 河野 洋平殿 〔別紙〕	九 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すこととする。小学校における教育は、小学校の目的を実現するために必要な程度において、本法に定める義務教育の目標を達成するよう行われるものとする。
13	教育再生に関する特別委員長 保利 耕輔 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議	十 政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。

官 報 (号 外)

- 一 副校長等の新たな職の設置については、その職務と責任に応じた処遇や定数の改善に努めること。
- 二 学校教育を振興するため、教職員定数と教育予算の一層の拡充に努めること。
- 三 大学が国際社会をはじめ広く社会に貢献できるよう、必要な支援に努めること。
- 四 文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律による是正の要求や指示を行うに際し、首長は教育委員会に対して支援等を行うこととすること。
- 五 知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求める際には、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重すること。
- 六 私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと。
- 七 教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。
- 八 免許状更新講習の受講負担を軽減するため、講習受講の費用負担も含めて国による支援策を検討するとともに、へき地等に勤務する教員のための講習受講の機会の確保に努めること。
- 九 大学における教員養成課程の見直しなど、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努め

るとともに、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。

十 教員に優れた人材を確保するため、教員の顕彰制度の充実、人材確保法による教員給与の優遇措置の改善及びメリハリある教員給与体系の実現に努めるとともに、教員の多忙化の解消及び教育の充実のため、教職員定数の改善、事務の外部委託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用に努めること。

十一 児童等に対する指導が不適切な教員の認定に当たって、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。

第一章中第一条の次に次の一条を加える。  
 (基本理念)  
 第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

第三条ただし書中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)」を「市」に、「指定都市が」を「市が」に、「六人」を「六人以上」に改め、「(次条第三項及び第七条第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。)」を削り、「三人」を「三人以上」に改める。

第七条第三項中「三人以上(前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上)」を「委員の定数の二分の一以上の者」に改め、同条第四項中「努めなければ」を「しなければ」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数)の者が既に所属している政党に新たに所属するに至った委員があるときは、その委員を直ちに罷免するものとする。

第四条第三項中「三人以上(前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上)」を「委員の定数の二分の一以上の者」に改め、「(次条第三項及び第七条第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。)」を削り、「三人」を「三人以上」に改める。

第七条第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第二項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

第十一条の見出しを「(服務等)」に改め、同条に次の二項を加える。

6 委員は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

第六条第一項中「技術職員その他の」を「及

〔第五十五条〕を〔第五十五条の二〕に改める。

右

国会に提出する。

平成十九年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三



官報 (号外)

(是正の要求の方式)

第四十九条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該教育委員会が講すべき措置の内容を示して行うものとする。

(文部科学大臣の指示)

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限ることのできる。第五十条の次に次の二条を加える。

(文部科学大臣の通知)

第五十条の二 文部科学大臣は、第四十九条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による

指示を行つたときは、遅滞なく、当該地方公共

団体(第四十九条に規定する指示を行つたときにつては、当該指示に係る市町村)の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。

第五十四条の次に次の二条を加える。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府

県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第五十三条第一項中「第

四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第

四十八条第一項」とする。

第五十五条第三項に次の二条を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

第五十五条第五項に後段として次のように加え  
る。  
この場合において、当該事務が第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるもので

あるときは、当該協議を受けた市町村委員会

は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。

第五十五条第六項中「市町村教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)第二十四条の二第二項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の二条を加える。

6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方

自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

第六十条第六項を同条第十一項とし、同項の前に次二条を加える。

第五十五条の二 第五百九十二条の二第五項の規定

10 第二十四条の二第一項の条例の定めるところ

により都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに」と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、とあるのは「同条第二項中」とする。

第五章中第五十五条の次に次の二条を加える。

(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

第六十条第六項を同条第十一項とし、同項の前に次二条を加える。

8 地方自治法第二百九十二条の二第五項の規定

により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとする

よう要請する場合には、第五十五条第八項の規定を準用する。この場合において、当該要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知しなければならない。

9 地方自治法第二百九十二条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合には、同法第二百九十二条の二第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項、

第三項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「とあるのは、「同条第三項中」と読み替えるものとする。

10 地方自治法第二百九十二条の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する第二十四条の二第一項の条例の定めることにより都道府県知事が管理し、及び

執行する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合には、第五十五条第八項の規定を準用する。

第六十条第五項中「規定により」を「条例の定めるところにより」に、「第六項まで」を「第五項まで及び第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項に次のだし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該組合(当該都道府県が加入しないものに限る)が処理することとなる第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行していなければ、都道府県委員会の意見を聞くことを要しない。

第六十条第三項を同条第五項とし、同条第二項に次のだし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めることにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第二十三

条に規定する事務を管理し、及び執行していいときは、この限りでない。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条第二項の

その自ら処理する第二十三条に規定する事務のすべてをその長が管理し、及び執行することとしたものには、教育委員会を置かない。

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

規定期は、この法律の施行後に行われる内申から適用する。

#### (地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項中「第四十八条第一項」、「第四十八条第三項」及び「第五十三条第二項」の下に「第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。」」を加え、「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に、「第五十五条第六項」を「第五十五条第九項」に、「第六十条第五項において」を「同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて」に改める。

第四条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長」を加え、同条第四項中「教育委員会」の下に「(当該都道府県又は当該

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合を設ける場合において、当該組合を組織する地方公共団体のうち、第二十

四条の二第一項の条例の定めるところにより、

第一項の規定にかかわらず、第二十条第一項に規定する事務を管理し、及び執行していいときは、この限りでない。

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条第二項の

官報(号外)

市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長」を加え、同条に次の一項を加える。

第三項の規定により、地方公共団体の長が

スポーツの振興に関する計画を定める場合にあらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならない。

第十八条第三項中「教育委員会」を「教育委員会(当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。)」に改め、同

条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に

次の二項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。

**第十九条第一項中「教育委員会」の下に「(特定地方公共団体にあつては、その長)」を加え、同条第二項中「教育委員会規則」の下に「(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)」を加え、「助言を行なう」を「及び助言を行う」に改める。**

第二十三条中「教育委員会」の下に「(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)」を加える。

**(構造改革特別区域法の一部改正)**

第十二条第十一項の表夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百五十七号)の項の次に次のように加える。

**第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。**

第十二条第十一項の表夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百五十七号)の項の次に次のように加える。

第十三第四項の表に次のように加える。

都道府県知事	都道府県委員会	都道府県知事(学校設置非営利法人(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)
都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	方公共団体の長)

第二十九条第一項中「(昭和三十一年法律第百六十二号)」を削る。

都道府県知事	都道府県委員会	都道府県知事(学校設置非営利法人(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)
都道府県委員会	都道府県委員会	方公共団体の長)
都道府県委員会(学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	都道府県委員会(学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	方公共団体の長)

**理由**

地方教育行政について、その自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合における国の関与の手続を整備するため、地方公共団体の長が、スポーツ又は文化に関する事務を管理し、及び執行することができるようとするとともに、県費負担教職員の転任について、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととし、併せて教育委員会の事務処理が法令に違反する等の場合において、児童等の生命又は身体を保護するため緊急の必要があるときは、文部科学大臣がその是正等を指示することができるとしている等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 1 地方公共団体における教育行政は、教育本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないこととする。
- 2 教育委員会は、条例で定めるところによれば、都道府県又は市の教育委員会にあつては

六人以上の委員、町村の教育委員会にあつては三人以上の委員をもつて組織することがでることとすること。

3 委員は、地方教育行政の運営について責任を自覚するとともに、基本理念に即してその運営が行われるよう意を用いなければならぬこととし、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、委員の研修等を進めることとすること。

4 地方公共団体は、条例の定めるところにより、スポーツに関すること(学校における体育に関するることを除く。)又は文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)のいずれか又はすべての管理及び執行を地方公共団体の長の所管とすることとすること。

5 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととすること。

6 県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うものとすることとすること。

7 教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が明白に侵害されている場合、文部科学大臣は、教育委員会が講

すべき措置の内容を示して、地方自治法の是正の要求を行うものとすること。

8 教育委員会の法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によつてはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できることとする。

9 都道府県知事は、私立学校に関する事務を管理し、執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとする。

10 この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、地方教育行政について、その自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合等における国の関与の手続を整備するため、所要の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

五 知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求め際には、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重することとすること。

十一 児童等に対する指導が不適切な教員の認定に当たつて、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。

六 私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと。

七 教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。

衆議院議長 河野 洋平殿  
教育再生に関する特別委員長 保利 耕輔

平成十九年五月十七日

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
右報告する。

平成十九年五月十七日  
国会に提出する。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 安倍 晋三  
平成十九年三月三十日

## 〔別紙〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たつて、次に記載する事項について特段の配慮をすべきである。

一 副校長等の新たな職の設置については、その職務と責任に応じた処遇や定数の改善に努める

こと。

二 学校教育を振興するため、教職員定数と教育予算の一層の拡充に努めること。

三 大学が国際社会をはじめ広く社会に貢献できるよう、必要な支援をること。

四 文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律による是正の要求や指示を行ふに際し、首長は教育委員会に対して支援等を行うこととすること。

八 免許状更新講習の受講負担を軽減するため、講習受講の費用負担も含めて国による支援策を検討とともに、へき地等に勤務する教員のための講習受講の機会の確保に努めること。

九 大学における教員養成課程の見直しなど、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めるとともに、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律

(教育職員免許法の一部改正)

第一条 教育職員免許法 昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第九条の五」に改め  
る。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次

の一項を加える。

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これら

の者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。

第三条の二第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第五条第一項本文中「第二若しくは第一の二」を「別表第二若しくは別表第二の二」に改め、「又は」の下に「その免許状を授与するため行う」を加え、同項第五号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項第六号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項第六項を同条第七項とし、同条第五項本文中「一」を「いざれにも」に改め、同項ただし書中「一に」を「いざれかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「第一

二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項

ただし書中「前項各号の一」を「第一項各号のいづれか」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の二項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一か

ら別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十

年を経過する日の属する年度の末日を経過し

た者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習(第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。)の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合

に限り、行うものとする。

第六条第二項中「第五条第二項及び第五項」を「第五条第三項及び第六項」に、「第五、第六、第七又は第八の」を「又は別表第一第二項及び第六項」に、「第五、第六の二、第七又は第八の」を「又は別表第一第二項及び第六項」に改める。

第五条第三項及び第六項」を「第五、第六、第七又は第八の」を「又は別表第一第二項及び第六項」に改める。

第五から別表第八までに」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、第五

条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十

八条の場合を除くほか、別表第三から別表第

八までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する

日の属する年度の末日を経過した者に普通免

許状を授与するため行う教育職員検定は、そ

の者が免許状更新講習の課程を修了した後文

部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

第七条に次の二項を加える。

4 免許状更新講習を行なう者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許

状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習

の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

5 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一

項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の

日のうち最も遅い日までとする。

第九条の二に見出しとして「二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務」を付し、第二章中同条を第九条の五とする。

第五の規定にかかる規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

第九条の二に見出しとして「二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務」を付し、第二章中同条を第九条の五とする。

第九条の次に次の三条を加える。

(有効期間の更新及び延長)

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特

別免許状の有効期間を、その満了の際、その

免許状を有する者の申請により更新すること

ができる。

4 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所

要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十

六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規

定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以

後、同日から起算して十年を経過する日まで

の間に授与された普通免許状(免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める

二年以上の期間内に授与されたものを除く。)

の有効期間は、当該十年を経過する日までと

する。

期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。

#### 4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効

期間の満了の日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。

#### 5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状

を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないこと由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することができないと認めるときは、文部科学省令で定めるところにより、その免許状の有効期間を延長するものとする。

#### 6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

##### (免許状更新講習)

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に

適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

##### 一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に

関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるもの）を含む。)であること。

##### 二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状

の授与の所要資格を得させるために適當と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者。

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者。

三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。

#### 四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の時間は、三十時間以上とする。

##### 3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育

の職にある者

##### 二 教育職員に任命され、又は雇用される」ととなつてゐる者及びこれに準ずるものと

して文部科学省令で定める者

したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

##### 第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であつて同法第二十八条第一項第一号五年法律第二百六十一号)第二十九条の二

指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。

##### 又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

第十一条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在

とき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

第六条前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（有効期間の更新又は延長の場合の通知等）第九条の四 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者へ免許管理者を除く。に通知しなければならない。

##### 一 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

（免許状更新講習）第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に

項第三号に規定する者の場合における同法

第二十八條第一項第一号又は第三号に掲げ  
る分限免職の事由に相当する事由により解

雇されたと認められるとき。

## 一 地方公務員法第二十九条の二第一項各号

に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合

前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又

は第三号に掲げる分限免職の事由に相当す

る事由により免職の処分を受けたと認めら  
れ。二三。

れるとき

章の規定により」を加え、同条第二項中「免許

か」を「この章の規定により免許状が」に、「第

「第八条第一項」に改める。

同条第一号中「第十条第一項第二号」の下に

は第三二号」を、「懲戒免職」の下に「又は分限

職」を加え、同条第三号中「第十一条第一項

に「又は第一項」を「ひき」の下に「(同項第

者である場合を除く。)」を加える。

第十四条の二中「第十一条第一項」の下に「若

「は第二項第一号」を加え、「すみやかに」を

やかに」に改める

次に次の 一項を加える。

教員資格認定試験に合格した日の翌日から

平成十九年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

## 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案及び同報告書

起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定をかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

第十六条の三第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は次条第二項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第十六条の四に次の一項を加える。

4 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十六条の四第三項」と読み替えるものとする。

第十七条中「第五項」を「第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による普通免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は第十七条第一

項に規定する文部科学省令で定める資格を有すること」となつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項第一号中「第二項若しくは第五項」を「第三項若しくは第六項」に、「第六条」を「第六条第一項から第三項まで」に改め、「第六条第一項から第三項まで」に改める。

第二十三条第二号中「第十一项第四项」を「第十一项第五项」に改める。

附則第三項中「第五項たゞし書」を「第六項たゞし書」に改める。

附則第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで(別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。)」とする。

附則第五項の表備考第一号中「附則第九項」の下に「及び第十八項」を加える。

附則第七項中「第五条第五项本文」を「第五条第六项本文」に改める。

附則第八項に次のたゞし書を加える。

ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八

まで又は附則第九項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。

附則第十二項に次のただし書を加える。

ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

附則第十八項の表以外の部分中「規定する職員」の下に「その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員」を、「以外の者」の下に「及び教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十八項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十八項の表」とする。

附則第十八項の表第三欄中「職員」の下に「その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員」を加える。

別表第一備考第五号イ中「第十六条の三第三項」を「第十六条の三第四項」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の三」に改める。

第十七条第一項中「含む」の下に「以下同じ」と加える。

第四章中第二十五条の次に次の二条を加える。

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対しても、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めると

きは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに當たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に

対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聽かなければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方 法その他第一項及び第四項の認定の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に關し必要な事項は、政令で定めることとする。

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第四条の見出し中「研修等」を「初任者研修等」に改め、同条第一項中「教諭、助教諭及び講師(以下この条において「教諭等」という。)」を

「教諭等」に、「次項において」を「以下」に改める。附則に次の二条を加える。

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(教育職員免許法附則第五項の表備考第一号の改正規定及び同法附則第十八項の改正規定(後段を加える部分を除く。)に限る。) 公布の日

の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会は、その所管に属する小学校等の教諭等(その任命権が当該教育委員会に属する者に限る。)のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等に対する指導を除く。)に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に

第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第二百四十八号)の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。)の規定、附則二十九年法律第二百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。)の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号)の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者(当該普通免許状及び特別免許状が失効し

二 第一条の規定(教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定、同法第十一條、第十四条、第十四条の二及び第二十三条の改正規定(後段を加える部分を除く。)を除く。)、次条から附則第四条までの規定並びに

第二号の改正規定、同法附則第五項の表備考第一号の改正規定並びに同法附則第十八項の規定、附則第七条、第八条第二項、第十条、第十一條、第十三条规定から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの規定 平成二十一年四月一日

た者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。)については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状(前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。)には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、新法第五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2 旧免許状所持者であつて、新法第二条第一項に規定する教育職員(第七項において単に「教育職員」という。)その他文部科学省令で定める教育の職にある者(以下「旧免許状所持現職教員」という。)は、次項に規定する修了確認期限まで、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習(新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したこと

3 修了確認期限は、次の各号に定める日とする。

- 1 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内でその者の生年月日及びその者の有する免許状の号に掲げる者を除く。)当該末日
- 2 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免

許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確認期限」という。)までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。

5 旧免許状所持現職教員(知識技能その他のこと)を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。)が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかつた場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。

6 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

7 旧免許状所持者(旧免許状所持現職教員を除く。)が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後に、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。

8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延長を行つたとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁(新法第二条第三項に規定する所轄庁をいい、免許管理者を除く。)及びその免許状を授与した授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。)に通知しなければならない。

9 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延長を行い、若しくは第五項の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいい。)は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

10 更新講習修了確認及び第三項第三号に規定する免許管理者による確認並びに修了確認期限の延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

11 第三条 免許状更新講習を行う者は、更新講習修了確認又は前条第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

12 前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

状を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

第五条 新法第十条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する处分を受けた者について適用する。

第六条 新法第十一条第二項の規定は、この法律の施行の日以後に同項第一号に規定する事由により解雇され、又は同項第二号に規定する事由により免職の処分を受けた者について適用する。

第七条 教育職員免許法の一部を改正する法律(平成十四年法律第五十五号)附則第三条の規定によりその有効期間についてなお従前の例によることとされる特別免許状については、新法第七条第四項、第九条第二項(有効期間に係る部分に限る。)及び第五項並びに第九条の二から第四条までの規定並びに附則第二条から第四条までの規定は、適用しない。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第十条及び第十一条に規定する免許状の失効及び取上げに係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行五年を経過した場合において、この法律の

施行の状況等を勘案し、附則第二条に規定する旧免許状所持現職教員の免許状更新講習に係る制度について検討を加え、必要があると認める

ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(学校教育法の一部改正)

第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第十条 教育職員免許法施行法の一部改正(教育職員免許法施行法の一部改正)

第十一条 教育職員免許法の一部を次のように改正する。

第二条第一項に後段として次のように加える。  
この場合において、免許法第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、免許法第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第一百四十八号)第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第一百四十八号)第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは教育職員免許法施行法第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」とする。

第二条第一項の表備考中「免許法第二条第二項」を「免許法第二条第三項」に改める。

附則第二十六条の見出し中「研修」を「十年経験者研修」に改め、同条中「新法」を削る。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新法第五条第五項たし書」を「教育職員免許法第五条第六項たし書」に改めよう。附則第七項に次のたし書を加える。

ただし、教育職員免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了した

後文部科学省令で定める二年以上の期間内に

ない者については、この限りでない。

附則第二十項中「新法第五条第五項本文」を

「教育職員免許法第五条第六項本文」に改める。

附則第二十一項中「新法第五条第五項」を「教

育職員免許法第五条第六項」に、「同条第五項た

だし書」を「同条第六項たし書」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十三條 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改める。

附則第六項中「ものには」の下に「当該中学

校教諭免許状が失効した場合を除き」を加え

る。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第十四條 学校教育法等の一部を改正する法律(平成三年法律第二十五号)の一部を次のように改める。

附則第三項中「第二条の規定による改正後の」

及び「(以下「新免許法」という。)」を削り、「第五

条第五項たし書」を「第五条第六項たし書」

に改める。

附則第四項中「新免許法」を「第二条の規定による改正後の教育職員免許法」に改める。

附則第二十七条を附則第二十八条とし、附則第二十六条の次に次の一条を加える。

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第十五条 教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「ものには」の下に「当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き」を加える。

附則第三項中「ものには」の下に「当該普通免許状が失効した場合を除き」を加える。

(教育公務員特例法の一部を改正する法律の一  
部改正)

第十六条 教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一  
条の見出し及び条名を削る。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十七条 構造改革特別区域法(平成十四年法律  
五百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の教育委員会(特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けたに改め、「特別免許状」とあるのは特別免許状(特例特別免許状を除く。)と、「を削り、「同法第十条第二項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状(特例特別免許状を除く。)と、「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」を「同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特例特別免許状を除く。)と、「までとし、特例特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る。)を「以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それ

に「、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律五百八十九号)第十九条第一項の規定による認

定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免

許状」という。)を除く。)と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免

許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と

を加え、「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年

法律五百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免

許状」という。)を除く。)と、「教育委員会をい

う」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免

許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と

を加え、「第五条第七項」に、「第十条第二項」を「第二

条第二項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措

置)

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の教育委員会(特例特別免許状にあつては、当該)を「教育

委員会(特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けたに改め、「特別免許状」とあるのは特別免許状(特例特別免許状を除く。)と、「を削り、「同法第十条第二項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状(特例特別免許状を除く。)と、「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」を「同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特例特別免許状を除く。)と、「までとし、特例特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る。)を「以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それ

に「、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律五百八十九号)第十九条第一項の規定による認

ぞの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条第三項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「第十条第二項」を「第二

条第二項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されるものにあつては、同日前に授与された特例特別免許状と同一の授

与権者(附則第十七条の規定による改正後の構

造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定

する授与権者をいう。第八項及び第九項において同じ。)により授与されたものに限る。)には、

有効期間の定めがないものとする」と、同条第

二項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「新法

第二条第二項に規定する免許管理者」とあるのは「附則第十七条の規定による改正後の構造改

革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する

免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特

別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは「修了確認期限(特例特別免許状

に係るもの)を除く。)と、「効力を失う」とある

のは「効力を失い、特例特別免許状に係る修了

確認期限までに更新講習修了確認を受けなかつ

改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧法の規定により授与された特例特別免許状を有する者(当該免許状が失効した者を除く。)については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、その者の有する特例特別免許状(同号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されるものにあつては、同日前に授与された特例特別免許状と同一の授与権者(附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。第八項及び第九項において同じ。)により授与されたものに限る。)には、有効期間の定めがないものとする」と、同条第二項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「新法第二条第二項に規定する免許管理者」とあるのは「附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは「修了確認期限(特例特別免許状に係るもの)を除く。)と、「ものとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る。)を「以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それ

に「、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律五百八十九号)第十九条第一項の規定による認

定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免

許状」という。)を除く。)と、「教育委員会をい

う」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免

許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と

を加え、「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年

法律五百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免

許状」という。)を除く。)と、「教育委員会をい

う」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免

許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と

を加え、「第五条第七項」に、「第十条第二項」を「第二

条第二項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されるものにあつては、同日前に授与された特例特別免許状と同一の授

与権者(附則第十七条の規定による改正後の構

造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定

する授与権者をいう。第八項及び第九項において同じ。)により授与されたものに限る。)には、

有効期間の定めがないものとする」と、同条第

二項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「新法

第二条第二項に規定する免許管理者」とあるのは「附則第十七条の規定による改正後の構造改

革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは「修了確認期限(特例特別免許状に係るもの)を除く。)と、「ものとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る。)を「以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それ

た場合には、その特例特別免許状は、その効力を失う」と、同条第七項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「教育職員」とあるのは「更新講習修了確認を受けなかつた免許状によつては教育職員」と、同条第八項中「授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいい。)」とあるのは「授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。)」とあるのは「授与権者」とする。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「新免許法第五条第一項」を「教育職員免許法第五条第三項」に改める。

## 理由

教員の資質の保持と向上を図るため、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め更新制を導入するとともに、分限免職処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとする指導が不適切な教員の免許状の更新を規制するものである。

**一 議案の目的及び要旨**

本案は、教員の資質の保持と向上を図るために、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め更新制を導入することとともに、分限免職処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとするほか、児童等に対する指導が不適切な教員の免許状の更新を規制するものである。

**二 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書**

**1 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正**

(一) 普通免許状及び特別免許状に、十年間の有効期間を定めること。

(二) 普通免許状又は特別免許状の有効期間は、その満了の際、その免許状を有する者からの申請により更新することができるること。

(三) 免許管理者は、申請があつた場合には、免許状更新講習の課程を修了した者又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものと免許管理者が認めた者である場合に限り、免許状の有効期間を更新するものとすること。

(四) やむを得ない事由により免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認められるときは、その免許状の有効期間を延長するものとすること。

**五 公立学校の教員が分限免職の処分を受けたときは、その免許状はその効力を失うこととする。**

(一) 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、幼稚児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、指導改善研修を実施しなければならないこととすること。また、指導改善研修の終了時に指導の改善の程度に関する認定を行わなければならぬこととする。

(二) 認定に当たつては、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該都道府県又は市町村の区域内の保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者などの意見を聴かなければならないこととする。

(三) 任命権者は、指導改善研修終了時の指導の改善の程度に関する認定において、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める者に対し、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

平成十九年五月十七日

教育再生に関する特別委員長 保利 耕輔  
衆議院議長 河野 洋平殿  
(別紙)

この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。ただし、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め更新制を導入することに係る改正規定については、平成二十一年四月一日から施行すること。

この法律の施行前に授与された普通免許状又は特別免許状を有している教員等は、十年

ごとに免許状更新講習の課程の修了確認を受けなければならないこととすること。免許状は、その者の有する免許状はその効力を失うこととする。

**二 議案の可決理由**

本案は、教員の資質の保持と向上を図るために、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め更新制を導入することとともに、分限免職処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとするほか、児童等に対する指導が不適切な教員の免許状の更新を規制するものである。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 官 報 (号 外)

- 職務と責任に応じた処遇や定数の改善に努めること。
- 二 学校教育を振興するため、教職員定数と教育予算の一層の拡充に努めること。
- 三 大学が国際社会をはじめ広く社会に貢献できるよう、必要な支援に努めること。
- 四 文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律による是正の要求や指示を行うに際し、首長は教育委員会に対して支援等を行うこととすること。
- 五 知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求める際には、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重すること。
- 六 私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと。
- 七 教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。
- 八 免許状更新講習の受講負担を軽減するため、講習受講の費用負担も含めて国による支援策を検討するとともに、へき地等に勤務する教員のための講習受講の機会の確保に努めること。
- 九 大学における教員養成課程の見直しなど、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めるとともに、現職研修と免許状更新講習との整

合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。

- 十 教員に優れた人材を確保するため、教員の顕彰制度の充実、人材確保法による教員給与体系の実現に努めるとともに、教員の多忙化の解消及び教育の充実のため、教職員定数の改善、事務の外部委託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用に努めること。

- 十一 児童等に対する指導が不適切な教員の認定に当たって、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十一日可

平成十九年五月十八日 衆議院會議錄第三十二号

発行所
二東京一〇五番地四番目虎ノ門二五丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 二部 二二二〇円(税)